

平成 26 年 決算審査特別委員会(民生分科会)

- 1 開催期日 平成 26 年 10 月 20 日 (月) 午前 10 時 00 分から午後 2 時 43 分
- 2 開催場所 本庁舎 3 階本会議場
- 3 出席委員 鈴木委員長、板垣副委員長、田辺委員、武田委員、大迫委員、尾崎委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴議員 滝決算審査特別委員長
永井議員、橋本議員、佐藤議員、藤田議員、木村議員

6 市側出席者

【総務部】

総務部長	水口 真	税務課長	米川 鉄也
収納管理担当主査	稲川 勝	納税担当主査	福田 誠

【市民環境部】

市民環境部長	塚崎 俊典	市民課長	榎本 明嘉
環境課長	高橋 直樹	戸籍住民担当主査	永坂 隆之
国民年金担当主査	大原 秀紀	広聴・市民生活担当主査	梅木 忠
交通安全・公共交通担当主査	近藤 将雄	環境政策担当主査	阿部 泰洋
環境保全担当主査	中田 貴文	衛生・霊園担当主査	志村 敦
廃棄物計画担当主査	米村 恒	廃棄物管理担当主査	柴 清文

【保健福祉部】

保健福祉部長	木下 信司	保健福祉部次長	徳村 政昭
福祉課長	木下 隆司	高齢者支援課長	小林 雅人
健康推進課長	及川 幸紀	国保医療課長	土山 律子
児童家庭課長	福島 政則	子育て担当主幹	織田 波香
すみれ保育園長	加藤 真弓	すずらん保育園長	塚崎 智美
稲穂保育園長	大内 文子	福祉庶務担当主査	林 睦晃
障がい福祉担当主査	川又 洋火	障がい相談担当主査	柄澤 尚江
生活保護担当主査	大坂 善章	高齢者福祉担当主査	川口 芳幸

高齢者相談担当主査	野切 径代	介護給付担当主査	渡邊 篤広
健康推進担当主査	上森 秀樹	保健指導担当主査	影久 真美
国保給付担当主査	松下 慎司	特定健診担当主査	浜山かおり
国保賦課担当主査	長谷川桃子	医療給付担当主査	三澤 聖子
後期高齢者医療担当主査	渡辺 広樹	保育担当主査	鈴木 靖彦
学童担当主査	高橋 陽子	次世代育成担当主査	富田 英禎
発達支援担当主査	玉手美和子	健康推進課主事	十河 亮太

【水道部】

水道部長	藤嶋 亮典	下水道課長	藤縄 憲通
下水処理センター長	平川 一省		

7 事務局

議会事務局次長	石丸 訓行	議会事務局主事	佐々木貴啓
議会事務局主事	高橋 武士	議会事務局非常勤主事	永澤るみ子

8 傍聴者 なし

議事の経過

鈴木委員長

おはようございます。

ただ今から、決算審査特別委員会民生分科会を開会いたします。

本分科会の日程は、すでに各委員に配布の審査方法等協議資料のとおりであります。

各委員のご協力をいただき、日程どおり審査を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、質疑の回数についてであります。回数に制限はございませんが一括して簡潔に質疑されますよう、お願いいたします。

また、答弁者におきましても簡潔に答弁されますよう、お願いいたします。

なお、傍聴の取り扱いについては申し合わせにより、許可したいと思います。

それでは、議案第 17 号 平成 25 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

初めに、一般会計の総務費のうち総務管理費の出張所費、企画費のコミュニティ施設管

理費、交通対策費、市民生活費のうち市民生活経費、平和推進事業、市民法律相談事業、犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業、防犯活動支援事業、街路灯整備支援事業、地域コミュニティ推進事業、人権意識の普及啓発事業、市民協働推進事業のうち地域まちづくり推進事業、エルフィンパーク運営費、公聴費、戸籍住民基本台帳費及び民生費のうち国民年金費の質疑を行います。

どなたかいらっしゃいませんか。

田辺委員。

田辺委員

おはようございます。

決算書 110 ページ、平和推進事業について昨年も質問をさせていただいたのですが、この平和推進事業の記念事業について、昨年は延べ 72 名の参加と非常に来場者が少なく残念だったのを覚えています。今年度は去年よりはたくさんの方が入場していたと思うのですが、これは昨年のことからいろいろ工夫をされたのではないかと思いますけれども、どのように取り組まれたのか、お伺いします。

それから、平和の灯の種火の事業ですけれども、これを造ってからどれぐらい経過して、これまで補修が行われてきたのか、年間の維持費はどのぐらいかかっているのか、お伺いします。

それから 113 ページ、エルフィンパークの活用事業ですけれども、交流広場の稼働率について事業評価では概ね計画を達成しているということで、以前は市民の利用についていろいろ制限があったのですけれども、例えば、手作り品を扱ってはいけないとかありましたが、この辺はどのようになって市民にとって使いやすくなっているのかということ。

それと、福祉ショップは 3 年以上経過したのですけれども、運営されているのは福祉法人ですが市の施設の管理の中にあるというところで、市民の認知度や利用も含めて順調に経営が成り立っているのか、わかる範囲で結構ですので教えてください。

以上です。

鈴木委員長

梅木主査。

梅木公聴・市民生活担当主査

1 点目の平和推進事業でございますけれども、委員がおっしゃいましたように昨年は若干、残念な結果になりまして、平和の灯を守る市民の会の皆さんともいろいろ協議をしまして、今年は何とか人を呼べる事業ということでジョバンニの島というアニメを上映しました。これは北方領土のひとつである色丹島にロシア軍が終戦のときに攻めてきた時のある家族の実話をもとにした物語で、人数的には昨年は 75 名程度だったのですけれども、今年は 190

名きていただきました。そして、年齢層も子どもから高齢者まで幅広くきていただいたということで、ある程度良かったのかと評価をしております。また、この映画については道からも是非、学校の授業等でも取り入れてほしいという要請もきておりますので、そういうことも考え大変良かったのではないかと評価をしております。

それから 2 点目の平和の灯の種火の関係は総合体育館の種火のことだと思うのですけれども、平成 18 年から灯しまして、すすとかが付きますので分解整備を 1 回行ったことがございます。

維持費につきましては所管が建設部になっておりまして、数字的には押さえておりません。

以上でございます。

鈴木委員長

榎本課長。

榎本市民課長

申し訳ありませんが、福祉ショップ関係の利用状況や経営状況等についての数字は押さえていませんので、エルフィンパーク交流広場の稼働状況をお答えいたします

年間の稼働可能日数としては 359 日で、その中で利用日数が 252 日、利用率としては 70. 2%ということになってございます。

あと、利用団体数ですが、延べ 102 団体となっております。

以上でございます。

鈴木委員長

田辺委員。

田辺委員

制限は無くなったのでしょうか。

鈴木委員長

榎本課長。

榎本市民課長

その関係は、あとでお答えさせていただいてよろしいですか。

鈴木委員長

田辺委員。

田辺委員

平和の灯の事業で、私もジョバンニの島を見たのですけれども、すごくいい内容で後半のほうは、すすり泣きの声がとても感動的だったと思いますので、やっぱりこういう事業の時は学校、教育委員会として子ども達に参加を呼び掛けてきたのでしょうか。是非、中学生、高校生も含めてたくさん子ども達に見てほしいと思いましたので、その辺は、どうだったのかをお伺いします。

それから、平和の灯の種火ですけれども、これは平和都市宣言をしているうちのまちの象徴的なものだと思います。今後、あの場所にずっと置き続けるのか。市庁舎の中では室内にありますけれども、新庁舎の建設に向けてこちらの扱いについての検討をされているのかどうか、伺いします。

鈴木委員長

梅木主査。

梅木公聴・市民生活担当主査

今年の平和推進事業でジョバンニの島の上映の関係ですけれども、まず、小中学校の校長会にこういう映画をやりますので是非来てくださいという説明をさせていただいております。そのほか、子どもが学校全部に行きましてポスターの掲示もお願いして、是非皆さんに見ていただきたいということと、北広島高校、北広島西高校、それから大学にもすべて子どもが足を運んで、ポスターの掲示と参加を呼び掛けてきたところでございます。

それから、平和の灯の種火の関係ですけれども、今、平和の灯公園にあるものにつきましては、あの場所で灯し続けるということで考えております。それから、庁舎にありますほうの種火ですけれども、新庁舎になってもそれは新しく 5 階になるのでしょうか。まだ決定ではありませんけれども 5 階に置くということで今考えているところでございます。

以上でございます。

鈴木委員長

田辺委員。

田辺委員

今、5 階にというお話だったのですけれども、できれば、市民の方がたくさんいらっしゃる 1 階の目立つ所に置いたほうがいいのではないのでしょうか。5 階となりますと、確かにサロンですか、コーヒーショップみたいのがあるというお話でしたが、エレベーターで上がってくる方は限られていると思います。やっぱり、1 階の目立つ所に象徴としてきちっと管理ができるような体制を是非とっていただきたいと思います。

以上です。

鈴木委員長

榎本課長。

榎本市民課長

今、5 階のお話を申し上げましたが、これは庁舎建築担当と非公式に話をした中で出た話です。委員が言われるように、もう少し目立つようにということについては、飾り方も含めきれいに管理したいという話がありました。確かに、5 階の部分については話として出ていましたので、庁舎建築担当と話をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

鈴木委員長

板垣委員。

板垣委員

最初に、109 ページの交通対策経費ということで、お伺いいたします。

まず第 1 に、団地内バス路線については 250 万円の補助を出されているということですが、この路線について赤字の実態はどのようなのか、お伺いいたします。昨年度も、確か 1000 万円近くの赤字だったのではないかと思います。平成 25 年度の経営実態がどうだったのか、お伺いをいたします。

そのほか、市内のバスについては改善の要望がいろいろ出されていると思うのですが、この議会においてもいろいろ議論をされております。例えば、西の里方面、あるいは大曲地域からも早朝のバスの始発を早めてもらいたいとか、今回も陳情に出されておりますが、始発のバスを工業団地から柏葉台のほうに移してもらえないかといういろいろな市民要求が出ておりますけれども、こういった要求をどのように受けとめられているのか。どのような要求があつて、どう対応しているのか、お伺いいたします。

それから、重複いたしますけれども、エルフィンパークの活用事業について、やはり私のほうからもどのように使いやすくなっているのか、重ねてお伺いをしたいと思います。2013 年度の利用実態についてはご答弁いただきましたけれども、この傾向を見ますと、例えば、2007 年度、平成 19 年などは 95%、2009 年の平成 21 年は 98%ということでした。だんだん利用率が下がっております。それから、利用団体数も決して増えてはいない。2010 年度 127 団体から 102 団体にむしろ減ってきているという実態をどのように捉えられているのでしょうか、お伺いをいたします。

鈴木委員長

近藤主査。

近藤交通安全・公共交通担当主査

それでは、バスの関係をお答えさせていただきたいと思います。

まず 1 点目といたしまして、団地内バス路線の平成 25 年度の赤字額でございますけれども、1585 万 7000 円となっております。

次に、各地区からの改善要望についてということでございますが、西の里、大曲に限らず、全市いろいろなところから改善はずっと出てきております。先ほどお話ありました早朝のバスにつきましては、以前から話のありました柏葉台の始発ですけれども、こちらにつきましては 7 時 10 分発の便がいろいろと改善されて 7 時 5 分と、5 分ですが、その分の改善はされております。ただ 7 時 5 分ということもございまして、もっと早く 6 時台というお話も出ておりますので、その辺につきましては引き続きバス事業者に要望を入れて、少しでも利便性が良くなるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、工業団地のほうの、今回陳情が出ております話のありました部分につきましては、路線を運行しております中央バスにはお話、申し入れは行ってございます。ただ、今、国道 36 号を通っているバスを羊ヶ丘を通して、カインズですとかアウトレットとかに行きたいというお話、あとは工業団地の通勤に使いたいというお話もありますので、そういった市民の方からの要望も出ております。今後は、中央バスといろいろ協議を行いながら、少しでもその辺の皆さんのご要望に応えられるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

鈴木委員長

榎本課長。

榎本市民課長

エルフィンパークの利用率や利用団体が減ってきている部分については委員がおっしゃられたように、昨年度で 70.2%だったり、利用団体が 96 団体という確かに落ちてきている状況は見受けられます。ただ、先ほど田辺委員からの質問もございましたけれども、いわゆる営利を目的とするという部分を制限しているだけであって、それ以外の利用条件は基本的に変わっていないと考えてございますので、この辺の利用実態が、もし使い勝手の悪さにつながっているようなことがあれば今後検討してまいりたいとは考えていますが、今現段階では直接何がというところについて押さえていな状況でございます。

鈴木委員長

板垣委員。

板垣委員

まず、バス路線についてですけれども、いろいろな地区から要望が出ております。私もいろいろなところにお邪魔しても、例えば、大曲緑ヶ丘などにお邪魔しても、要望の第 1 がバスの便を何とかしてもらいたいということです。是非、もう少し力を入れて真剣に取り組んでいただきたいと思います。団地内のバス路線について 1585 万 7000 円の赤字ということは、赤字が膨れる一方です。250 万円の補助というのは、いわば焼け石に水的な状態になっています。こういうように年々赤字が増えていく状態の下では、どうしても路線維持、便数維持に支障が出てくると思うのですが、それに対して地域としても利便性向上のため、こういうようにしてもらえばもう少し乗客が増えるのではないかといういろいろな提案を私どもしてまいりましたけれども、一体、赤字解消あるいは便数維持のために、この 1 年間何をされてきたのか、お伺いいたします。

それから、エルフィンパークの利用状況等について、参加利用団体あるいは広く市民の方からもう少し利用してもらうためにどうしたらいいのかという要望を聞くなり、アンケート調査も必要ではないかと思えます。是非、せっかくの貴重な財産ですから、有効活用できるようにしてもらいたいと思えます。それで 1 つ、利用していて気が付いたところは、例えば、いろいろなイベントをやっても音響効果が非常に悪いと。あまり音を出し過ぎると JR 側に影響が及んで音が出せないという形になって、スピーカーの方向も制限されることがありますので、こういう改善も要望されていると思えます。

それから、エルフィンパークの活用とは関係がないのかもしれませんが、関連してエレベーターの利用について、もしお答えできればしていただきたいのですけれども、JR のホームにいくエレベーターが非常に利用しづらいと。いちいち JR の職員に立ち会ってもらわないと利用ができないということで、この辺の改善が可能なのかどうか、どのように改善されていくのか等についてもお伺いします。

鈴木委員長

近藤主査。

近藤交通安全・公共交通担当主査

ただ今、ご質問のありましたバス路線の利用者確保の取り組みについて、お答えさせていただきます。日ごろ、バス利用者の確保というのが私どもにとってもかなり重要な課題となっております。取り組みといたしましては、市の広報に掲載しておりました。あと、ホームページの中でもバス利用の PR を行っております。また、JR 等の通勤の方、通学の方が多数、団地内は特に使われておりますので、そのバスと JR の時間の乗り継ぎの表を作ってホームページに掲載したり、特に冬ですとか雨の日だとバスをお待ちいただく方の利便性を確保するために、バス待合所を管理してございます。昨年につきましては、大曲東小学校で市内を運行しております中央バス、JR バスのご協力をいただいて、小学生の授業の

中でバスの乗り方、降り方の教室も開き、若い方にもバスを利用していただくような取り組みを行ってございます。

あと、もう一つの取り組みといたしまして、今年 4 月 1 日から JR バスが運行しております市内駅と江別をつなぐ共栄線という路線について、今は道道の江別恵庭線を通して江別に向かっていたところですが、工業団地へ通勤する方の利便性を確保するために工業団地の中を通していただきたいという提案をいただきました。いろいろと工業団地でもアンケートを取っていただいて、どのぐらい利便性が高まって利用が増えるのかを検証いたしまして、今年 4 月 1 日から一部、道道江別恵庭線を走っていた部分を工業団地の中を通して運行経路を変更してございます。その結果につきまして JR バスの話を伺いますと、大体、1 日にして 10 名前後の利用者の増加が図られているということで伺ってございます。

以上でございます。

鈴木委員長

塚崎部長。

塚崎市民環境部長

それでは、エルフィンパークの利用について、お答えをさせていただきます。

まず、委員からお話のありました要望ですとかアンケート調査をしてみてもどうかということについては、行っていきたいと考えております。利用状況を見ますと、先ほど委員が述べられたのは、延べの利用団体数ということで実際に利用している実態の団体数については 50 から 70 の団体が使われているということなので、こちらの団体についてそういったアンケート調査を行っていただければと思っております。

それから音響が悪いということですが、確かにエルフィンパークは屋根が高いものから、構造上どうしても音が上に抜けてしまう中で私達もいろいろな事業をやりましても音響が悪いのが実態でございます。実際にあそこのスピーカーを使って音響を良くするという事は改良をしても難しいのではないかとということで、何とか据え置きはできないのですけれども、音響効果の高いスピーカーを持ち込むなどして、それらの対応ができないかどうかについて研究してみたいと思います。

最後に、JR ホームに行くためのエレベーターの利用状況ですが、これについては多分、JR の安全性の確保ということで、どうしてもホームに降りるものですから JR の決まりもあると思います。ただ、より利用しやすくするための協議については JR ともしていきたいと思っております。

以上です。

鈴木委員長

板垣委員。

板垣委員

生活バス路線についてですけれども、団地内バスの赤字解消、利便性向上のためにということで第 4 住区自治連合会だとか、そのほかの団地内地域の方々もさまざまな要望を出しているのですけれども、今の答弁にありましたように、要望は伝えるということで伝えた結果、だめでしたという回答しか得られていないんです。その辺を、もっと市民の立場に立った形で十分な対応をしていってもらいたいです。

例えば、輸送協議会ですか、市民代表も含めた事業者側との会議等については、今も年に 2 回ぐらいでしょう。もっと増やしてもらいたい。そして、具体的な提案として、団地内バスについては山手町 4 丁目終点ではなく循環型にするとか、下の商業施設を経由する形にする。あるいは、買い物に使えるように 1 割サービスのようない買い物割引ですか、1 割引のようない形ではやっていますけれども、もう少し他市がやっているような 5 割のサービスを行うだとか、いろいろな提案はされていると思います。循環型等についても期間限定でとにかく試験運行をして、やってみたらどうかという提案もされているのですけれども、なかなかそういうことを受け入れてもらえないというのが大変残念です。このままの状態では赤字が膨れる一方ですから、もう少しその辺のところを真剣に捉えてもらいたいです。うのですけれども、どうですか。

鈴木委員長

塚崎部長。

塚崎市民環境部長

バス運行の関係でございますけれども、まず広く市民の皆さんからのご要望について、お聞きする機会はこれからも多く持っていきたいと思っておりますし、その対応についても、こちらのほうからこうしたらどうですかというご提案も含めて、バス事業者のほうにさせていただいています。一部改善されたところはあるのですけれども、ただ要望の数から見ますと改善されている面は少ないとわれわれも思っておりますので、今後も力を入れてきたいと考えております。

それから、公共輸送の協議会のほうも回数を増やしてもらいたいということですので、これについても検討をさせていただきます。

それで、実際に団地内の完結路線、中央バスが運行をされていますけれども、やはり、札幌市にいく方々、例えば学生ですとか、通勤に行かれる方の数が絶対的に減ってきております。ですから、そういった中で利用客を増やすのはなかなか難しい面がございますが、委員もおっしゃったように、ただ赤字を大きくしていった便を簡単に減らすということについては、やはり生活の足を守るという部分では市としてもできませんので、何がしかの対応ということで現在も中央バスとは協議を続けているところですが、内容的にはなかなか厳しい状況にあるということでございます。ただ、そういうながら市としては、

なるべくこれ以上の減便がされないような形での対応について中央バスとの協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

鈴木委員長

あと、路線の試験運行の部分について。

塚崎市民環境部長

循環させたらどうかとか試験運行の関係についても、協議をやっています。その中で、例えば、循環型にしてはどうかということなのですが、バス運行者のお話を聞きますと、実際に空で帰ってくるほうが、そこからまた循環で戻した時に掛る費用よりも実際には掛らないということをいわれます。それで、どういった場合にそういった利潤が確保されるのかといいますと、戻ったときに必ず集中的に人が降りるといった場所が何点かあればいいのですけれども、残念ながら北広島市内でそういった施設についてはないので、循環型にするとか試験的に運用してみることにしても、私どもはやってみてもらえませんかという話をしておりますが、残念ながらバス運行者のほうからはいい答えが返ってきていないのが現状です。

以上です。

鈴木委員長

板垣委員。

板垣委員

くどいようですが、もう一度伺います。

循環型にするとういうメリットが出るかという、便数が同じであれば山手町に住むわれわれは、駅に行くのに便数が結局 2 倍になるような感じです。右回りと左回りができるわけですから両方が使えるということになって、非常に便利さが違います。その辺をよく考えて検討していただきたいと思います。

要望しておきます。

鈴木委員長

大迫委員。

大迫委員

それでは、106 ページのコミュニティ施設管理費の団地住民センターについて、お伺いいたします。2、3 年前に大規模改修をされておりましたけれども、それと同時に備品だとか

の新規購入や補修をやっているのかと思ったらそうでもなかったということなので、その辺をお聞きいたします。

団地住民センター体育館の中のステージ袖の幕がぼろぼろですという話を聞きまして見ていったら、本当にぼろぼろ、びりびりでひどいです。びっくりしました。これを交換しないのかですとか、ステージのライトがありますけれども、ステージを越え前に出て演技をするときにライトがなくて演者の顔が暗くなるだとか、そういう要望も出ておりますが、その辺の備品の用意だとか交換をすることはしないのか、お伺いします。

それから、生活バス路線について、今、板垣委員が言っていましたけれども、かなりの赤字が続いていると。赤字が続いて乗らないから、いろいろな便数を減らしているとなおさら人が乗らない悪循環のような形になっていると思います。この中で、お買いもの回数券という 10 時から 16 時までの間の割引をした回数券がありましたけれども、これが 9 月末で廃止になったというお話でした。これが、なぜを廃止になったのか。また、再度これを発行することはできないのか、する気がないのかお聞きします。

鈴木委員長

梅木主査。

梅木公聴・市民生活担当主査

それでは、団地住民センター関係のお答えをします。

平成 24 年だったと思うのですがけれども、大規模改修ということでエレベーターの設置が大きな内容となっておりまして、そのほか、体育館の耐震化、トイレの臭い等が若干するというので、トイレの改修が主な内容となっておりまして、備品等につきましても整備は、そのときには行っていない状況になっております。

それで今、委員のおっしゃられました体育館のステージ袖の幕ですね。私のほうでも確認しまして、確かにかなり傷んでいるということもございまして、幕それからライト等の要望は、平成 27 年の予算で要望してまいりたいと考えております。

以上です。

鈴木委員長

近藤主査。

近藤交通安全・公共交通担当主査

それでは、買い物回数券について、お答えをさせていただきたいと思っております。

今、大迫委員からお話のありまして、中央バスが実施してございました買い物回数券につきましては 2000 円でバスの回数券を購入するのですが、午前 10 時から午後 4 時までの間に降車する場合につき使用できるものでありまして、2000 円で購入の中で 2500 円分

の利用券が付いているものでございます。これにつきましても、お話がありましたとおり今年の 9 月いっぱいをもちまして販売が停止されている形です。有効期限につきましては、来年 3 月 31 日、年度内いっぱいをもって利用も停止するというので、中央バスから伺っております。廃止の理由でございますけれども、先ほどからも話が出ていますとおり、かなり利用者の減少、また燃料の高騰などによって、バス事業者の環境がかなり厳しいものになっております。この割引回数券につきましても、あくまでもバス事業者が行っている割引制度の中で実施されたものとなっておりますので、なかなか今のバス事業者の中でもこの割引制度自体を維持すること自体かなり厳しい状況になっていることから、今回この買い物回数券につきましては廃止しましたということで伺ってございます。

あと、再開の目途ということでバス事業者に伺いましたところ、廃止されているのが先月 9 月末ですので、現時点では再開のことはまだ検討しておりませんというご回答をいただいております。

以上でございます。

鈴木委員長

大迫委員。

大迫委員

住民センターについては、ライトがどうなったかのお答えがなかったので、答えてください。

それと、こういう幕だとかライト、その他についても使用者からの要望は出ているというお話を聞いているのですけれども、それが出ていないのかどうなのか、教えてください。

それからバス路線ですけれども、2000 円が 2500 円の割引、プラスアルファというのは、かなり大きな金額だと思います。これを使って昼間のお買い物だとかバス利用をしていた市民の方も多分、多くいらっしゃると思うのですけれども、これがなくなるとなおさらバスに乗らなくなってしまうということになってしまふのかと思います。今、空白地帯の足の確保ということでいろいろやっていますけれども、こういう団地内にある既存のバス路線についての足の確保ということも大事なのではないかと思います。デマンド方式だとかいろいろな予算を付けてやっていますけれども、こういうところでも市として単独で割引の回数券、1 回 50 円の割引だとか何十円かでもいいですので、そういう形の回数券を出して、再度、バス利用者の人数の増加策という形で何とかできないのか、お答えください。

鈴木委員長

その前に、ライトの交換については平成 27 年の予算要望をすることになっておりますから。

その他について。

梅木主査。

梅木公聴・市民生活担当主査

今、委員長がおっしゃったように、ライトにつきましては天井に付けるのが大変難しい。スポーツもやっているものですから、常に設置しておくのは難しいということで、使う時にだけ出してきて床に置くスポット型といったものを今考えております。

要望については、あそこで文化祭とかが開かれていますけれども、その際にステージの前が暗いとか幕が傷んでいるという話は伺っております。

以上でございます。

鈴木委員長

塚崎部長。

塚崎市民環境部長

バス利用の関係のお答えをさせていただきます。

委員もおっしゃられておりましたように、やはり生活バス路線ですので、その足を確保することが大事であると私どもも思っております。それで、市単独で買い物の助成ができないかということですが、市単独でというよりもお買い物していただく先のストアですとかとタイアップする形で何がしかの対応ができないのかということについて、今後、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

鈴木委員長

よろしいですか。

その他、ございませんか。

尾崎委員。

尾崎委員

1 点目は、先ほど板垣委員の質問の中でバス路線の話が出ておりました。その中で今回、陳情が出されて柏葉の方だと思っておりますけれども、民生常任委員会でこの陳情について審議されると思っていたのですが、先ほどの近藤主査の話ですと、既に中央バスのほうに要望を出していますと。その辺の対応の仕方について、教えていただきたいと思うのが1点。

それから、決算書 111 ページの防犯活動支援事業ということにつきまして、今、青パトも含め非常に一生懸命やってくれると。だけれども、ガソリン代も十分に支給されていないということで、最近もちょっと話がありました。一生懸命やっていますねといったら、いや尾崎さん、俺、もう辞めたいと。ガソリン代にもならないし、ボランティアだという

のはわかっているけれどもこれ以上は苦しいということで、前に 1 度、私が一般質問の中でお話をしたときには、26 年度の予算の中で反映してくれるといういい回答を得たのですけれども、それもままならなかったということで、それにはいろいろな事情があると思うのですが、現在、実際に活動されている方々のそういった状況をよくわかって、じゃあ、わかるので次年度からそれを反映しますという考えはないのかどうなのかということで、回答をいただきたいと思います。

鈴木委員長

榎本課長。

榎本市民課長

先ほどの陳情の関係で、バス事業者にはお話をしているということについては、正式書面だとかいうことではなくて、まずは頭出しということで陳情者の意向を伝えていと捉えています。今回、委員会に対する陳情ということになってございますけれども、これを今月中に陳情者と面談をし、内容等の確認をさらにして、場合によっては市民の声という形での取り扱いによりバス事業者に対する申し入れなりができます。ということ、陳情者にお話をすることで今考えております。その後、議会に対する取り扱いというのが一部変更になる可能性があるかと今、認識してございます。

以上です。

鈴木委員長

塚崎部長。

塚崎市民環境部長

2 点目の防犯活動の支援について、お答えさせていただきます。

昨年も同じように、青パトに出られているボランティアの方の関係でご質問をいただきまして、この席で前課長が回答をしたのですが、なかなかそれができなかったという実態がございまして。本当に、ボランティアの皆さんの活動内容については私どもも十分承知しております。なおかつ、市内の犯罪件数が大幅に減ってきております。これも、やはり市内全域で防犯活動をしていただいている皆さんの認識が高くなって、地域での力が大きくなってきていることを私どもも痛感しております。この辺は来年度の予算編成に向けて、私どもとしても是非、これらの方々の活動がより充実するような形での対応ができないかどうか、要求をしていきたいと思っております。

以上です。

鈴木委員長

尾崎委員。

尾崎委員

今の塚崎部長の話で、防犯活動支援事業というものについての質問は打ちとめたいと思います。

先ほどの陳情の案件の取り扱いですけれども、今、課長の話聞いても、要するに先の話だよというアプローチで業者に話しているということですね。それから、陳情者と面談をしてという段取りになっているようだけれども、委員長、この件について、われわれ委員会に付託がされると思うのですが、その陳情について、私も随分この件、大曲の方からの陳情だったものですから、いろいろなことを正確に前調べしなければいけないということで調べてはあったのですが、これは陳情取り下げということも考えられると。行政としては、これは十分に理解できて受けとめられるから、業者とこれを話すということであれば、そういう運びになるのではないですか。

鈴木委員長

暫時休憩いたします。

(休 憩)

鈴木委員長

休憩を解き、再開いたします。

尾崎委員

委員長のお話で良く理解できましたので、質問を終わります。

鈴木委員長

続きまして、質疑。

どなたか、いらっしゃいませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ないようでございますので、以上で総務費のうち総務管理費の出張所費、企画費のコミュニティ施設管理費、交通対策費、市民生活費のうち市民生活経費、平和推進事業、市民法律相談事業、犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業、防犯活動支援事業、街路灯整備支援事業、地域コミュニティ推進事業、人権意識の普及啓発事業、市民協働推進事業のうち地域まちづくり推進事業、エルフィンパーク運営費、広聴費、戸籍住民基本台帳費及び民生費のうち国民年金費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

鈴木委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、国民年金費を除く民生費、教育費のうち教育総務費の教育振興費の幼稚園就園奨励費事業及び幼稚園就園準備支援事業の質疑を行います。

どなたか、ございませんか。

板垣委員。

板垣委員

それでは 135 ページ、児童扶養手当の受給について、お伺いいたします。

受給状況を資料要求いたしまして、経年的に調べさせていただきました。受給者数については大体、平成 22 年ころから同じくらいになっていますか、平成 21 年度までは 500 人弱だったのが、22 年度から 530 人とか 570 人となっている状況のようですね。24 年と 25 年を比較しますと、平成 24 年が 576 人に対して平成 25 年が 537 人と若干減っているという状況です。そういう中でも気になるのが父子世帯で、平成 22 年、2010 年度が 29 件であったのが 2013 年度は 39 件に増えているという状態です。その一方で、児童扶養手当そのものは減額されているという非常に厳しい状況になっているのですけれども、この中でとりわけ私が気になるところは、所得ゼロの世帯です。所得ゼロ世帯が 2013 年度も 150 世帯いると、537 世帯のうち 150 世帯、約 3 割が所得なしという状態なわけです。これらの人に対しての支援がどのようになされているのか。児童扶養手当を支給しているだけなのか、あるいは、そのほかの支援を行われているのかどうか、まずお伺いいたします。

それから、143 ページのひとり親などの医療費助成について、お伺いいたします。

ひとり親助成の医療費、子どもに対しての医療費助成件数はともかく、ひとり親の親に対する助成が増えているという状況です。2010 年、平成 22 年が 500 件から 2013 年は 567 件ですか、567 人というようにしたらいいのか、こういうふう to 増えているという実態がどうなのか。おそらく、ひとり親への助成ですから入院が増えているということでしょうか、その辺のところをお伺いいたします。

それから、保育園についてお伺いいたしますが、まず、保育所の保護者の保育園費の支払いで歳入の 15 ページに書いてございますけれども、収入未済が毎年増えているという状況について、どのように考えていらっしゃるのか。その原因と対応について、どうお考えになっているのか、お伺いいたします。

それから、子ども・子育て支援の関係が国の施策によって著しく変更になってきているわけですけれども、来年度からかなりの変更になります。そういった中で、事業者が非

常に気にしていることのひとつが市独自の上乘せ支援ですけれども、これは、先日の議会でも質問したのですが、重ねて確認のためにお伺いいたします。市独自の上乘せ補助として保育士の加配だとか牛乳代の支給、障がい児保育の加配だとかいうことをやられていると思いますが、平成 25 年度についてはこれらの補助金 8879 万 7000 円が支給されているということで、これが平成 28 年あるいは 29 年度の保育運営状態が変わりますけれども、変わっても独自の支援が変わらないのかどうか再度、お伺いいたします。

鈴木委員長

富田主査。

富田次世代育成担当主査

それでは、児童扶養手当について、ご説明申し上げます。

児童扶養手当が 21 年度から上がっている状況につきましては、父子家庭が対象となったことによる受給対象者の増となっております。また、父子につきましては、現在増えている部分につきましては離婚の形態等ありまして、こちらでもきめ細かく離婚届の窓口の際に児童扶養手当の周知徹底を図っているところがございますので、そういう流れでこちらへいらっしゃる方が結構いらっしゃるということで捉えております。

また、所得ゼロ世帯につきましてはの支援でございますけれども、私どもの母子・父子自立支援員、10 月から名称が変わっておりますが、こちらが離婚等の相談の時に各個人にお話を伺わせていただいております。その中で、就職の支援ですとか就職につながるような資格取得の支援も行っております、まず所得を上げていくということがご本人の自立に一番つながるものですから、そういう形でお手伝いをさせていただいているということでございます。なお、離婚 1 年目ということになりますと、通常は夫の扶養に入っている妻がほとんどでございます。一般的には前年所得がゼロという形でかなり多くございますので、2 年目以降もゼロというところが結構出てくるとなると、私どものほうでも就職の支援等を行っているという状況でございます。

以上です。

鈴木委員長

三澤主査。

三澤医療給付担当主査

ひとり親家庭医療について、お答えいたします。

ひとり親家庭医療については、親は入院だけの助成という制度になっております。24 年から 25 年と親の受給者数は増えておりますが、親の入院の件数が減ったということです。あと 24 年については、長期入院で総医療費の高い親の入院がありまして、24 年だけ医療費

が伸びているような形にはなっております。

以上です。

鈴木委員長

鈴木主査。

鈴木保育担当主査

保育料の収入未済額が年々増えているということについて、お答えいたします。

確かに収入未済額は増えています。われわれ担当者も夜間催告をするですとか、それなりの努力はしているのですけれども、なかなか収納率が上がっていないのが現実です。

補助金ですが、今までどおり保育士の加配に関するものについては継続する予定ですが、それ以外の補助金のメニューについては、27 年度からの子ども・子育て支援新制度の中で公定価格の中に今でいう支弁のほうに相当入ってきている補助のメニューがあるものから、そのまま補助を出してしまうと二重になってしまいますので、その辺りを内部で精査して検討をしている最中です。

以上です。

鈴木委員長

板垣委員。

板垣委員

児童扶養手当について、お答えが聞き取れなかったので、再度、お伺いいたします。

所得ゼロの世帯が大体 150 件ということで、ずっと続いてきているんです。ですから、4 年も 5 年も所得ゼロという実態の方がかなりいらっしゃるのではないかと思います。その辺のところを確認させてください。そして、所得ゼロがどういうことかということですが、年収で見ますと大体 73 万円以下ぐらい、月収で見れば 6 万円以下ということ。そういう状態の中で、4 万円ぐらいの児童扶養手当が生活する上でこの上なく貴重な収入になっているのが実態だと思います。

ここで、生活保護との関係について、お伺いいたします。

ひとり親と小学生 1 人の家庭の場合、生活保護費としては 15 万円程度になると思います。こう考えますと、15 万円の生活保護をもらったほうがはるかに生活が楽になるというのが実態じゃないのでしょうか。しかしながら、通勤や病院等への通院のために自家用車がどうしても必要だということであって、生活保護を受けるとした場合には車を手放さなければいけない。そうすれば、逆に生活の手段が失われてしまうということで、やむなく生保を受給しないで歯を食いしばって仕事を掛け持ちして頑張っている方がかなりいらっしゃるのではないかと思います。これらの人に仕事の場の提供や安い公営住宅の提供などの

支援もしていくべきではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。そうでなければ、所得ゼロ世帯数は減らないと思います。生活保護の点からも、非常に矛盾した状態になっているのではないかと思います。早く仕事に就きなさいということで、一生懸命仕事に就かせるような支援をしている一方で、自家用車はだめですという形だったら、これはどうにもならないんです。一方では支援をしながら、一方ではだめだと押さえつけているちぐはぐな制度の運用になっているのではないかと思います。こういうように、児童扶養手当受給の実態から見ても生活保護の基準も少し変えていくべきではないかと思うので、合わせてお伺いします。

それから、ひとり親の医療費助成で入院が増えているというご答弁だったと思いますが、入院が増えているということは、それだけ重病になって入院してしまうという状況ですから、入院に至る前の通院の助成というのが是非必要だと思います。現に北斗市だとか恵庭市では、ひとり親の親の通院費補助もしているわけですから、是非当市においてもそういう補助の拡充をするべきではないかと思います。

子ども医療費についても見てみますと、助成額は増えていないんです。乳幼児医療費助成合計は、例えば 2011 年は 1 億 1800 万円、これが 2013 年度は 1 億 1200 万円ぐらいです。今後、小学生の通院の助成が増えることによって、若干この辺はまた変わってくるでしょうけれども予想したほど増えていない状況ですから、子ども医療費助成についても、この際、もっともっと小学校、中学校まで通院の助成も拡充するべきではないかと考えますけれども、いかがかお伺いをいたします。

それから、保育園について収入未済を防ぐための対応はされているのでしょうか。なぜ、このように収入未済が増えているのか。払いたくても当月、あるいは次の月に払うことができないほど困窮な状態になっているのか、あるいは非常に手続が面倒くさくて払えなくなっているのか、その辺についてはどうなのでしょう。

鈴木委員長

富田主査。

富田次世代育成担当主査

児童扶養手当について、お答えいたします。

児童扶養手当の所得ゼロの方の中には児童扶養手当の受給者であり、かつ生活保護の受給者である方もいらっしゃいますので、そういう形でゼロの方は相当数いらっしゃると捉えております。

以上です。

鈴木委員長

土山課長。

土山国保医療課長

ひとり親医療と子ども医療ということで、お答えさせていただきます。

ひとり親医療の親御さんへの助成は、今、委員がおっしゃった北斗市、恵庭市等ではやっておりますけれども、北海道医療助成事業の道の全体として見ますと、やはり少数になってございます。北広島市の医療助成事業、重度医療とひとり親医療、子ども医療、全体の中で考えますと、やはり子ども医療の助成が先ということで、来年度につきまして、子ども医療の小学生の通院に取り組むとなってございます。

子ども医療の助成金額が少なくなっているということは、少子化ということもありまして、若干、医療費のほうも助成額が落ちております。ただ、平成 23 年度のようにインフルエンザ等がはやったことで、通院の医療費が多かったという年もございます。ここ 1、2 年は落ちついておりますことから子ども医療の助成も少し金額は伸びておりませんが、また、インフルエンザとか感染症等の疾病があった場合には通院が多くなるということも考えられます。また、現在取り組んでおります子ども医療の助成の見込みでも、助成金額では 5000 万円程度掛かる見込みとなっておりますことから、現在は子ども医療の拡大に取り組むということで対応していきたいと思っております。

以上です。

鈴木委員長

鈴木主査。

鈴木保育担当主査

保育料の未済の関係について、お答えいたします。

手続的には、コンビニ納付なども増えてきていまして、以前よりも充実している形になっております。

回収に向けての現場の努力も以前と変わらず継続しているのですが、保育所に入所をしていただく保護者の階層の中で、母子家庭が若干増えているのと、現場で入力している立場として、全体的に保護者の方の収入が落ちている傾向にあるものですから、その辺が未済額の大きいことにつながっているのかなと考えております。

以上です。

鈴木委員長

大坂主査。

大坂生活保護担当主査

生活保護の関連で自動車の基準について、お話しさせていただきます。

生活保護につきましては、国から事務の取り扱いについての実施要領が示されており、

その実施要領によって事務を行っています。自動車については資産と見なされ所有ですとか使用は原則認められておりませんが、身体障がい者の方で公共交通機関を使うことができない方が改造した自動車で通勤しなければならない場合ですとかは特別に認められている状況でございます。

鈴木委員長

板垣委員。

板垣委員

しかしながら、生活保護の自動車の関係について秋田県なんかは、運用を非常に緩めて拡大をしています。そういう形で、今の答弁にありましたように、原則、禁止ということですがそれでも例外規定があるわけですから、秋田県なども参考にさせていただいて、是非、どうしても必要な方々には自動車も使っていただく中で仕事をしていただいて、仕事をしていただければ、その分仕事で得た収入のすべてではないですが、7割とか8割を生活保護費から差し引くことができるわけです。決して、市の負担が増えるということではないわけですから、運用をもう少し弾力的にさせていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

鈴木委員長

田辺委員。

田辺委員

それでは、いつもの質問の延長になるかと思うのですが、次年度の予算に是非、活かしていただきたいという思いで質問をさせていただきます。

まず初めに、123 ページの高齢者支援サービス事業で、昨年も質問をしました除雪サービスについて、なかなかボランティアの確保が難しいということだったので、昨年度はどうだったのかと、今年度、もうすぐ雪が降ってくるわけですが、今年度の見通しはどのようになっているのかをお伺いします。

それから、配食サービスも事業評価を見ますと、計画数 5 万 6580 食に対して実績 4 万 2951 食ということで計画した数よりも少ないのですけれども、独居の方もどんどん増えていて、なかなか 1 人分の食事を作るのが大変になってくるということで、この配食サービスの需要も高まってくるのではないかと思います。また、次年度からの介護保険の改正に伴って生活援助のサービスがいろいろと制限されてくる中で、やっぱり健康を支える上で重要な配食サービスの必要性が多くなってくると思うのですが、この辺の結果についてはどう考えていらっしゃるのか、お伺いします。

それから、緊急通報サービスを利用されている方は 147 名ということですが、こ

れに関連して、25 年度、孤独死というかおうちの中で人知れず亡くなっていた方はどのくらいいらっしゃったのか、お伺いします。

続きまして、ミニデイサービスの事業ですけれども、この実施団体が 12、地域のお茶の間の実施団体が 6 つとなっていますが、こちらの活動実態はどうなっているのか、お伺いします。

それから、地域支え合い体制づくり事業で昨年も質問したのですが、白樺町の支え合いの所があると思います。こちらは、認知症の方に結構、特化という施設だと思うのですが、家族の方が相談にしやすい環境整備、そして、小ぢんまりとした場所なので是非、温かい雰囲気、アットホームな感じで、特に北広団地は高齢化も進んでいますので、相談にしやすい体制を作ったらいいのではないかと思います。昨年も認知症のオレンジカフェの話をしたときに検討してみるというお話だったのですが、例えば、この支え合いの白樺町のところでオレンジカフェを開催するとか。確か、2、3 日前の朝日新聞にも載っていましたが、民間、NPO でいろいろやっているところはあるのですけれども、まず行政が率先してオレンジカフェを開催して、そこに牽引していくというお話もありましたので、そのようなことができないのかをお伺いいたします。

それから、126 ページの障がい者相談支援事業で個別の支援計画、2015 年 3 月までに目標として立てていくということだったのですけれども、こちらの進捗状況はどのようになっているのか、お伺いします。

次に、福祉センター運営経費で昨年も同じようなことを聞いたかと思うのですが、昨年の答弁では大規模改修の話も出ていましたけれども、それから話がどのように進んでいるのか。今、社協ですとかみらいとか、いろいろな団体が入っていると思いますが、今入っていらっしゃる団体からいろいろな意見や希望が出ていないのか。

それと、先日的一般質問の中でも権利擁護支援センターの話が出ていましたけれども、このまま社協と連携してやっていくことになりますと、あそこの施設での環境で十分なのかということも踏まえて、今後、どのように進めていくのかをお伺いします。

それから、130 ページの母子自立支援相談事業、家庭児童相談室運営事業、ひとり親家庭支援事業と板垣委員のほうからも質問がありましたけれども、今、すごくひとり親の貧困のことが問題となっていると思います。特に DV が社会的にも問題になっていて、こちらの問題は、お母さんだけではなくて子どもにもすごく大きな影響を及ぼし、貧困の連鎖につながっていく。そして、暴力から逃れるために名前や住所を隠してという過酷な状況になっているわけですが、この DV 被害者の当市における実態というのは、どのようになっているのか、お伺いします。

それから、136 ページの子どもの権利推進事業について推進会議が何度か開催されているのですけれども、私が知っている限りでも、初めの会議も含めて非常に会議の時間が短い会議、30 分くらいで終了している会議が 3 回くらいありました。たくさんの委員の皆さんがいるので、スケジュールを調整して会議を設定するのはなかなか大変かと思うのですけ

れども、やはり、事前に資料を配付して会議でしっかりと意見を出しやすいような環境を整えるとか、費用弁償も出ているわけですから、委員の方もすごく居心地が悪いのではないかと思います。やっぱり、中身のある会議にすべきかと思うので、この辺についてはどのようにお考えになっているのかをお伺いします。

最後にもう 1 つ、ファミリーサポート事業で順調にこの制度が利用されていることはわかるのですが、やはり協力会員がなかなか伸びないのが課題なのかと思いますので、この辺はどのような対策をされているのか、お伺いします。

鈴木委員長

川口主査。

川口高齢者福祉担当主査

まず 1 点目の除雪ボランティアの平成 25 年度の実績数でございますけれども、除雪サービスを受けられた方々につきましては 271 件でございます。そのうち、ボランティアが担い手として行っていた件数が 80 件、残りの件数につきましては民間事業者ですとかシルバー人材センターとなっております。

平成 26 年度の見通しにつきましては、現在、平成 27 年度から始まります高齢者福祉計画等を策定中でございますので、その中で今後の方向性等につきまして考えていきたいと思っております。

次に配食でございますけれども、配食数は確かに減っておりますけれども、実利用者数につきましては、平成 25 年度 304 名、平成 24 年度が 286 名の方ということで、利用者数につきましては増加傾向にございます。ただ、1 週間、配食を受けられますけれども、1 週間毎日とらないという方も増えております。同居はしていない地方にいらっしゃるご家族の方の支援が最近増えてきていることが実態でございます。

次に、孤独死の実態ですけれども、市のほうで完全には数字を押さえていませんが、現在押さえている数字につきましては、平成 25 年度 8 件となっております。男性の方が 7 名で女性の方が 1 名。年齢構成につきましては、86 歳以上の方が 1 名、80 歳から 85 歳の方が 2 名、76 歳から 79 歳の方が 1 名、70 歳から 75 歳の方が 1 名、65 歳から 69 歳の方が 2 名、65 歳未満の方 1 名という数になってございます。

次に、ミニデイの実績についてでございますけれども、平成 25 年度はミニデイの開催回数が 557 回、利用者が 8657 名、地域お茶の間につきましては開催回数が 126 回、参加者は 2036 名という数字になってございます。

以上です。

鈴木委員長

富田主査。

富田次世代育成担当主査

それでは、DV と子どもの権利につきまして、まず DV 被害者の実態ということでございますけれども、私どもの母子・父子自立支援員のほうで相談支援等の業務を行っております。昨年度 1 年間につきましては、延べ 138 件のご相談をいただいております。昔ですと、こちら母子生活支援施設に入所とかいう形、あるいは緊急一時保護という形で保護施設に入所ということがよくあったのですけれども、近年は、札幌にあります道の援助センターあるいは、まっすぐ厚別警察署にこちらからお連れして、相談対応していただくことが増えてきております。女性相談援助センターに行く際にも私どもがお連れをして、あるいはご紹介をしていくというようなケースになってございます。

次に、子どもの権利推進事業につきまして資料は、なるべく事前に配布して目を通していただき何か質問がありましたら事前にお寄せくださいということでご案内させていただいております。

会議の長さということでございますけれども、前々回の会議につきましては 1 時間半以上にわたりまして活発な議論をいただきまして、かなり内容のほうに反映させていただいたという部分もあります。今後とも資料等の配布につきましては、なるべく早めという形で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

鈴木委員長

小林課長。

小林高齢者支援課長

高齢者支援関係の中で地域支え合い体制づくり事業の答弁が漏れていましたので、お答えさせていただきたいと思っております。地域支え合いセンターにつきましては、現在のところ認知症の家族の方を支える認知症支え合い員の派遣事業ですとか、認知症サポーターの養成講座を実施しております。今後は認知症地域支援推進員の資格なども取得しておりますので、認知症に係る事業を展開していきたいと思っております。相談につきましてもその中で体制を整えていきたいと考えております。

また、オレンジカフェにつきましては、現在、介護保険事業計画を策定中でございますが、その中で認知症施策の推進ということで事業の展開も求められておりますことから、地域支え合いセンターに限らず市内の各地域で、事業の展開なども含めて検討していきたいと考えております。

以上であります。

鈴木委員長

川又主査。

川又障がい福祉担当主査

計画相談支援の進捗状況について、回答させていただきます。

平成 25 年度末でいいますと、18 歳以上の方で達成率 45%、18 歳未満の方で 48.8%という進捗状況になっております。今年度最終年でございますので、われわれといたしましても、すべての障がいのある方のサービスに支障をきたさないという部分で計画相談支援について、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用しまして、計画相談支援のサポート業務を行う方を合計 2 名、計画相談事業所に配置し進めているところであります。平成 26 年 9 月末現在でいいますと、18 歳以上の方で進捗率 69.6%、18 歳未満の児童の方で 96.8%ということになっておりまして、これらのことを考えますと、今年度内の達成はできるものと考えております。

以上です。

鈴木委員長

徳村次長。

徳村保健福祉部次長

福祉センターの大規模修繕につきましては、いろいろな検討が現在なされているところでございます。実際のところ、大規模修繕で今までの機能やさらに充実を図ることが可能か、また、一緒にある急病センターの関係もございまして、それらを一体的に考えなければなりません。さらには、保健福祉部としても保育園が団地に 2 園ございます。そういった建て替えの際には、当然、今の位置というわけではございません。老朽化が進んでいますけれども、現位置の敷地でというわけにもいきません。保健福祉部所管の施設もトータルに考えたいといったことがございまして、企画財政部と今検討をしているところでございます。市内部でいいますと公共施設の整備計画もトータル的に考えなければならぬところもございまして、今、鋭意検討中ということでご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それと合わせまして、権利擁護センターのことでございますが、福祉センター内に入っております社会福祉協議会の事務所の中では、いざオープンという段階ではちょっと手狭だと考えてございます。ただ、社会福祉協議会と協議中ではございますけれども、委託の際には手狭といった場合には貸し事務所を考えてございます。

以上です。

鈴木委員長

織田主幹。

織田子育て担当主幹

ファミリーサポートセンターの協力会員についてのご質問に、お答えいたします。

利用会員が 417 名、協力会員が 55 名、両方会員が 24 名となっております、活動回数が 983 件と昨年より増加いたしました。今年度もファミリーサポートセンター協力会員講習会を行い、9 名ほど加入いたしました。私事都合で辞められる方もいらっしゃって、協力会員数は横ばいとなっておりますが、現在、お断りすることなく利用者にご不便はおかけしていません。

以上です。

鈴木委員長

田辺委員。

田辺委員

最初に除雪サービスについてですけれども、なかなかボランティアの確保が難しいということで、民間の事業者ですとかシルバーに委託することが多くなってきているということですが、ボランティアも委託する料金について違いはないのか、お伺いします。

それから配食サービスについて、実数は計画数よりも少ないけれども、利用されている方は増えてきているということで、これらの除雪サービス、配食サービス、高齢者の支援サービスがいろいろあるかと思うのですけれども、次の改正で市町村の責任がとて多くなっていくというところでは、この介護保険のサービスに限らず、除雪ですとか買い物ですとか、本当に地域の助け合いがすごく必要になってくると思いますので、こういう生活支援サービスの担い手を確保していくのはなかなか大変なことかと思えます。育成といましようか、こちらのほうについては、どのように考えていらっしゃるのか、お伺いします。

それから、孤独死の件数は把握しているだけで 8 件ということですが、普通に考えますと、これらの方々に民生委員が伺っていたり、介護支援センターの方が関わっていたり、中には外からのいろいろな支援を拒絶する方もいらっしゃるかと思うのですけれども、この辺の支援の手が届かないような状況にあったのかどうか、その辺の総括というのでしょうか、そういうのをしていらっしゃるのかどうかをお伺いいたします。

それから、ミニデイサービス事業ですけれども、すごくたくさんの回数、たくさんの方がここを利用されているということで、これからは地域での歩いていける範囲に高齢者の方ですとか障がいを持った方がおしゃべりしたり、体操をしたり、ときにはご飯を食べたりする沙龙的な居場所が地域の中にたくさんできることが必要かと思えます。他の市町村によっては、本当に小さいところをたくさん作っていくことで、手を挙げたところには細かく助成をしていくという施策を取っているところもあるのですけれども、こういう地域のサロンを増やしていく、例えば空き家を利用するとか既存のいろいろな公共施設を利

用するとか、いろいろなことがあるかと思いますが、この辺の支援についてどう考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

それから、地域支え合い体制づくり事業の支えセンターについて何回もいっているのですけれども、あの場所は隣にコンビニがありますし、すごくあそこを利用している人なども多いです、近隣には高齢者の方もたくさん住んでいらっしゃるので、先ほど課長がお話になったように、認知症支援推進員の方達もいろいろな資格をお取りになって、認知症の相談に乗れる体制ができているということであれば、まず市のほうから是非率先して認知症の方が介護サービスを使う前に、例えば日中相談にいつて過ごす体験といいたいでしょうか、そういう認知症について相談できるカフェのような場所をまず、造っていったらいいかと思うのですけれども、その辺について再度お伺いいたします。

それから、障がい者の相談支援事業については、私も人が十分なのかということをとでも心配していたのですが、緊急雇用で 2 名の方が配置されたということで、その辺については安心いたしました。

それから、母子自立支援事業、ひとり親の DV などの相談についてですけれども、先ほど板垣委員の質問の中にもありましたが、当市ではなくて厚別警察署ですとか、札幌のほうに紹介して終わりということになっているのかと思います。やっぱり、この被害者の方達、例えばシェルターとかいろいろなところに入ったりということもあるかと思うのですけれども、シェルターを出てからの生活がものすごく大変だという話を聞いて、特に就労になかなか結びつかないということを聞いています。それは、先ほど医療費の話もありましたけれども、被害者のほとんどの方が心身の不調を訴えて複数の診療科を受診している実態もあるということなので、退所後の支援というのでしょうか、紹介してそれっきりということになってしまうのか、その辺について、お伺いいたします。

それから、子どもの権利の推進事業についてですけれども、確かに 1 時間半ですか、活発な意見が出た会議もあったかもしれませんが、やはりすごく短い時間で終わってしまった会議もあるので、これからは是非しっかりと中身のある会議にしていってほしいと思います。この推進事業の中でももちろん話されていると思うのですけれども、子どもの権利について、11 月、来月は権利の推進月間になっていると思いますので、去年のイベントの効果と今年度 11 月の月間中に計画されていることがあれば、教えてください。

鈴木委員長

小林課長。

小林高齢者支援課長

除雪サービスにつきましては、民間事業者、シルバーとボランティアということで、同一の金額で実施しております。

配食サービス等に係るボランティアの担い手の確保についてであります、いろいろな

サービスにボランティアということで市が募って、すぐに応募が集まるとは考えておりません。今後につきましても、いろいろな計画の中でボランティアの協力を得ていかなければならないと考えておりますので、地域の会議等の中で社会資源の把握を行うとともに、今年から実施しております介護支援ボランティアの高齢者の応募もたくさんございましたので、潜在的にボランティアになり得る高齢者も含めて担い手はあるのではないかと考えております。今後につきましても、ボランティアの掘り起こしを進めていきたいと考えております。

ミニデイサービスにつきまして空き家等を利用した形でサロンを実施してはということですが、ミニデイサービスにつきましては、高齢者の居場所づくりということで市としても重要な施策であると考えております。この事業の推進につきましては、今後実施していきたいと考えておりますが、どちらかという市民団体等の自主的な活動の中で実施していただきたいと考えております。つきましては、空き家等を市のほうで確保をして実施していくというのは、今のところ考えておりません。

支え合いセンターにつきましては、認知症地域支援推進員を配置して体制は整えておりますけれども、実際認知症の方の相談を受けるとなりますといろいろな知識等も必要になってきますので、この体制につきまして高齢者支援課の保健師などと協議をしながら十分行えるような体制にしていきたいと考えております。

認知症カフェにつきましても、あそこの場所では今のところ検討していないところですが、今後につきまして地域支援事業の中で市内全体の中で認知症カフェ等も必要なことから、検討していきたいと考えております。

以上であります。

鈴木委員長

野切主査。

野切高齢者相談担当主査

続きまして、孤独死のケースと申しますか、自宅で亡くなっているケースとして市で把握した件数が先ほど 8 件とご報告させていただきましたが、この事例に関しましては、どういう連絡経路の中で発見されたかですとか死亡状況といったものを、ある程度支援の振り返りという形で結果を確認しているところです。8 件のうち 4 件に関しましては、介護サービスや公的な福祉サービスのご利用がない方でしたが、別居のご家族または近隣の方が発見されておりまして、死亡が推定される日から発見まで、1 日から 2 日ぐらいであるケースがほとんどと押さえております。

以上です。

鈴木委員長

富田主査。

富田次世代育成担当主査

DV の退所後の支援ということでございますけれども、通常、退所した後同じ自治体に戻ることはあまり多くなく、ほかの自治体に移ることがかなり多くございます。その場合に、お子さんを通じて元々の市町村の要保護児童対策地域協議会からお子さんの情報をケース移管という形で得て、その上で親子ともどもの支援を図っているという状況でございます。それから、私どものほうでそういう事情を把握した場合でございますけれども、利用できるような必要なサービスにつきましては提案をいたしまして、連携を取りながら対応しているという状況でございます。

次に、子どもの権利月間につきましては、今年度、イメージキャラクターを募集いたしました。去年、各お子さんの手に渡るように小学校から高校までカードを配布させていただきました。カードを配布したすぐ後に、お子さんからメールでの相談があったということもありますので、一定程度の効果はあったのかと捉えております。今年は、キャラクターを募集しまして、キャラクターの応募が 129 件ございました。その件数というのをどう評価するかというのがあるのですけれども、お子さん方 1 人ひとりの手に渡るように応募用紙をお配りしたところ、このような形で帰ってきたというところでございます。今年につきましては、権利のキャラクターをお子さん一人ひとりの手に渡るカードに入れることによって、またお子さん方にそういう成果を還元していき、周知啓発をしていこうと考えております。

以上です。

鈴木委員長

よろしいですか。

田辺委員。

田辺委員

ボランティアの掘り起こしということを先ほどおっしゃっていましたが、これから介護保険財政が厳しくなる中で、地域での助け合いの仕組みが本当に重要になってくると思います。地域ケア会議とか地域ごとにいろいろなことがされていて、特に北広は生活圈域ということで 5 つに分かれていて、世代の若い地域と高齢化の一番進んでいる北広島団地というところでは、それぞれ圏域ごとに特徴が出ていると思います。ニーズ調査の結果も、今年は圏域ごとの特徴がわかるようにされたということでしたので、是非それぞれの地域の特徴に合わせて地域ケア会議の充実を図っていただいて、ボランティアの方がたくさん出てくるように。

それと、先ほどサロンの話がありましたけれども、サロンも本当にたくさん支援をするというのではなくて、自宅でもちょっと開けるような何か少しの助成というのでしょうか、本当にちょっとしたことで、例えば灯油代とかいろいろなことがあると思うのですが、そういうので市民の余裕のある方がサロンを開けるような仕組みを是非作っていただきたいと思います。

終わります。

鈴木委員長

ほかに、ございませんか。

武田委員。

武田委員

福祉センターの管理運営業務について、お伺いをいたします。

福祉センターは貸し館業務を行っている施設であり、決算書 129 ページを見ますと約 1000 万円以上の経費が掛っている施設であると認識しています。

そこで、お聞きしたいのは議会の一般質問でも答弁をされている経費節減など、メリットの大きな指定管理者制度について、福祉センターの運営管理に導入していないのはどのような理由からなのか。

また今後、導入の検討についてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

鈴木委員長

福島課長。

福島児童家庭課長

指定管理者制度の活用につきましては、活用の基本方針の中にコスト縮減ですとかサービスの向上等において効果がある場合に導入を検討することとなっております。福祉センターにつきましては、こども発達支援センター職員が管理事務を行っており、指定管理者制度を導入した場合には委託料が増額となるのに対し、現在行っている管理担当職員につきましては、引き続きこども発達支援センター業務があるということで、人数的に減らすことはできない状況でコスト的に直接縮減につながらないことから指定管理者制度を導入していないものです。

今後につきましては、コスト縮減等の制度導入の効果が期待できる状況となりましたら、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

鈴木委員長

武田委員。

武田委員

一応、貸館業務をやっているということで、発達支援センターの職員がいないときには、どのような形で貸館業務をやっているのかについて、お伺いをいたします。

鈴木委員長

福島課長。

福島児童家庭課長

通常、平日につきましては社会福祉協議会に受付委託ということで行っておりますし、夜間、土曜日につきましては、シルバー人材センターに委託をして実施しております。

以上です。

鈴木委員長

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ないようですので、以上で国民年金費を除く民生費、教育費のうち教育総務費の教育振興費の幼稚園就園奨励費事業及び幼稚園就園準備支援事業の質疑を終わります。

お諮りいたします。

13時まで休憩といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

13時まで休憩といたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11 時 58 分

再 開 12 時 58 分

鈴木委員長

休憩を解き再開いたします。次に、衛生費の質疑を行います。質疑の方いらっしゃいませんか。はい、板垣委員。

板垣委員

それでは何点が質問をいたします。まず清掃費 154 ページの清掃事業に関係してお伺いいたしますけれども、ごみ収集の状況ですがクリーンセンターの報告を見ますと、家庭系

ごみはだんだん増えてきているんですね。例えば、資源ごみを含む状態でも平成 21 年度 1 万 2060 何トンから平成 25 年度は 1 万 2992 トンに増えている。一方資源ごみを見ますと、21 年度 11.84 トンから平成 25 年では 5.15 トンと半分に減っているというような状況のようですけれども、これらの原因とそれから対策をどのようにお考えになってるのかお伺いいたします。

それから、清掃対策の負担金ですが、155 ページにあります負担金、補助金及び交付金。これも不用額が 297 万 8000 円というように結構多いと思うんですけれども、この不用となった原因はどういうことなのかお伺いいたします。

それから全体のごみ処理費用ですけれども、清掃対策費が 2010 年はいろんなことがありまして 13 億 1700 万だったのが、徐々に減ったり増えたりですけれども 2013 年度は 6 億 2800 万トンと 12 年度と比べてもおよそ 3 掛け弱程度に減っているのですけれども、この状況をどのように捉えられているのかお伺いいたします。

それから生ごみの処理ですけれども、生ごみの処理は家庭系、事業系合わせて相変わらず計画を大幅に下回っているという状況ですけれども、これへの対応として今年度ごみ通信を発行して啓発に努めているということですが、その辺も含めて改善の見通しがあるのかどうか。計画に近づく見通しがあるのかどうかお伺いいたします。

それから平成 25 年度からし尿処理のバイオガス化処理が始まりましたけれども、バイオガス化処理による経費の変動がどのようになっているのか。24 年度までは道央環境衛生組合の事業ということでやっておりましたけれども、25 年度からは北広島市が請け負って処理するというような形になりまして、環境衛生組合、1 市 3 町ですか。全体のし尿処理経費及び北広島市の負担がバイオガス化によってどのように変わってきたのかお伺いいたします。

鈴木委員長

高橋課長

高橋環境課長

順番ちょっと代わりますけども、負担金の不用となった要因の方からご説明いたします。主にし尿処理の部分かと思うのですが、下水道処理センターのほうに処理の委託をお願いしております。その中で実際に処理センターにかかる費用がかからなかったということで不用額として出ているものでございます。

それからごみ処理費用が大きく減額になっている要因なんですけども、そこにつきましてその年々によって施設整備のほうが入ってまして、例えば、22 年度でいいますとバイオマス利活用整備事業ということで、下水道処理センターの受け入れの施設整備を行っております。4 億 5000 万とか、資源リサイクルセンターの整備も行ってありますのでそこで 4 億という形になっております。25 年度につきましては、この間見ていただきました第 6 期の

造成の一部が入っておりますけども、そういった部分の入り繰りがございますので事業費的には大きく下がっている形で、維持費自体の部分については若干増えているという状況であります。

それから生ごみの処理についてですが、議員がおっしゃいましたとおり今年からごみ通信を出してますし、それから年度末ぐらいから転入者に対して黄色い袋で出してくださいという啓発チラシのほうもお配りをしております。この効果の部分につきましては今後数量的な部分を把握していかなければいけないと思っております。それから今年度普通ごみに含まれる生ごみの量の分析を各地区ごとに、それから季節ごとに行っております。どの程度含まれるかということで、普通ごみに含まれている生ごみの量を把握したいと思っておりますので、その結果を踏まえて例えば地区的に特徴があるでしょうから、そういった部分でどのような対策ができるかということを考えていきたいと思っております。

それから 25 年度のし尿処理、バイオマスの関係ですけども、組合でやっていたときにつきましては約 1 億 5000 万が組合の総事業費としてかかっております。その部分の 4000 万程度を市のほうで負担しております。約 1 億 50000 万がし尿処理にかかっていた経費ということで、組合のほうにも議会とかありますので議員の手当とか職員の手当とか入っておりますけども、それが 1 億 5000 万でありまして、それから 25 年度になりますとその委託の処理の部分だけを下水処理センターで行っております。それにつきましては約 8000 万という形になっております。今後、事務委託を行っていく中でそのような数字になろうかと思えます。

それから 1 点目のほうなんですけども、家庭系ごみの増えている要因といたしましては有料化を含めて一時的に出されたものと分別意識等がある程度進みまして、ごみの搬出量についてはある程度これまで抑えられてきたかと思えます。その反動と言っては変なんですけども、全体的にごみが若干増えてきている状態にあると思えます。

それから資源ごみが減った要因としましては、集団資源回収にまわるといったことが大きな要因ではないかと思っております。以上です。

鈴木委員長

板垣委員

板垣委員

そうしますと市が収集する資源ごみが減ったのは必ずしも悪いというのではなくて、集団資源回収にまわされたということであれば、ちょっと把握していなかったのですけれども、集団資源回収についてどのような推移になっているのかお聞かせください。

それから家庭ごみの漸増ですが、先ほど申し上げましたように 1 万 2000 トンから 1 万 2900 トンと約 900 トンくらい増えてきているわけですけども、これに対して今後の対応をどうするのか。意識啓発を含めてごみの量を減らしていくためにどうするのかについてお伺

いたします。

生ごみについては、具体的に現在の状態でも家庭系あるいは事業系 40%あるいは 0. 何%というような状態が改善されたとはいえないという状況なのかもう一度伺いいたします。それで普通ごみに生ごみの量というのは、25 年 7 月あるいは 10 月に行われた調査ですけれども家庭系の生ごみが 30%ぐらい含まれていると。事業系でも 36%ぐらい含まれているような状態で以前の状態よりも少しは減っているかもしれませんが、そんなに著しい減少ではないというように私は捉えておりますけれども、これを地域別に詳しい部分を分析していくというようなことですが、分析をした結果だけでは私はよくなりませんと思います。この前の議会でも申し上げたかと思いますが、恵庭市は計画を上回るような非常に大きな効果を上げているわけですよ。生ごみのバイオガス化処理をしてるわけですね。当市と一番違うところは何かというと戸別収集なんですよ。これがやはり非常に効いているのではないかと。担当の方もおっしゃってましたけれども、戸別収集をすれば著しく改善されるというようなことを改めて考えてみる必要があるのではないかと。では戸別収集するには収集の費用が非常にかかるということですが、最初に申し上げたように清掃対策費ですね。この近似曲線で見ても少なくとも増えてきている状態ではないかと思うのですよ。減る状況ではないかと思うのですよ。こういう状況を踏まえれば、戸別収集によって増える費用は十分賄えるのではないかと。見解をお伺いいたします。

鈴木委員長

高橋課長

高橋環境課長

まず集団資源回収の方ですけども、25 年度の資源回収実績ですけども、約 2857 トンとなっております。21 年度と比較しましても 21 年度が 2665 トンということで 21 年度より増えておりますので、奨励金を上げたということもあるかと思っておりますけども、ある程度集団資源回収のほうにまわったというふうに思っております。

それから普通ごみに含まれた生ごみの関係でございますけども、今年からのきたひろごみ通信ということで出させていただいております。回覧方式ということで、この前の議会においても重要な部分については、例えば戸別の配布はどうかというご意見もいただいておりますので、例えばごみカレンダーといったようなもので家庭の冷蔵庫に収集日を書いたようなものとか、分別の仕方を載せるといったようなことですか、そういったもので意識啓発の部分は引き続き行っていきたいと思っております。

それから組成分析のお話がありましたけども、毎年こういった形で議員がおっしゃるように年 2 回やっております。それを今年は春夏秋冬と季節ごとに、各地区ごとということ、季節でこういうものが出やすいとかそういった部分の分析を行っておりますので、

その結果を踏まえて、例えばどこの地区というのはあるのかもしれないですけども、そのデータ地区においてきたひろごみ通信を出す時にその地区の収集状況だけをお知らせして、もうちょっと生ごみが混ざってますよといった部分の啓発とかその地区地区に応じた対応がある程度できるのではないかと考えておりますので、まず啓発のほうをどんどん、これまで少なかったのかもしれませんが、できる限り啓発を引き続き力を入れてやっていきたいと思っております。

鈴木委員長

塚崎部長

塚崎市民環境部長

それでは私の方から生ごみの収集に関しまして議員のほうから恵庭市との違いが挙げられましたが、その中で経費的にごみ収集にしても経費部分ではどう変わるのかというお話がありました。それで、実際に今までも議会でご答弁させていただいておりますけれども、実際に戸別収集となりますと今の収集台数ではやはり足りません。そうすると、収集の車に係る経費、それからそれに乗っていただく人件費等が当然上がってまいりますので、色々な節約をする中で収集経費をなるべくかからないようにしてきていますけれども、実際に戸別収集になった場合、約1億6000万弱の収集経費がかかっていますけれども、これプラス倍とは言いませんけれどもそれに近いような額の経費は必要になると思っております。

以上です。

鈴木委員長

板垣委員

板垣委員

ですから増えた部分は今までの清掃対策経費の状況から見ると、それほど多く増やさないでできるのではないかと思うんですけれどね。是非そういう費用対効果というものを検討してくださいよ。

それからごみの収集状況ですけども、普通ごみの中に生ごみが入ってるだとか、あるいは分別されていないごみも結構あると思いますけれども、私が思う限りではごみステーション管理をしてるところとしていないところ。その自治会ですね。ごみステーション管理を当番制でやってるところとやっていないところとありますよね。そういったようなところの違いもあるのではないかと。特に不法投棄だとかあるいは分別不徹底のごみは結構限られたごみステーションに多いのではないかとというように思いますけれども、その辺も踏まえた個別の指導なりをお願いなりをやはり細かくやっていくべきではないかと思っておりますけれども、そういったステーションごとの状況について申し上げたような詳しい分析調査

などされているのかどうかお伺いいたします。

鈴木委員長

高橋課長

高橋環境課長

ステーションの管理の部分でございますけども、毎月収集・運搬しております委託業者のほうから不適正排出があった場合についての数等も報告をいただいておりますし、それから不法投棄はうちのパトロール員が回っております。あまりに不適正が多いという場合がありますら、そこについてはパトロールに含めて指導ということも実際に行っております。

それから管理されている町内会から不適正のごみ多くて困っているという意見もお伺いしていますので、まずはその地区町内だけで回覧していただくような町内会回覧用の PR パンフレットを作ってお配りもしていますし、それがあまりにもひどいということであれば職員も含めて現地の方で指導をしますし、出されている方の氏名が特定できるということであればもっとより良い形で指導というのはできるのかなと思っております。

鈴木委員長

田辺委員

田辺委員

それでは 3 点質問させていただきます。146 ページの乳幼児健診事業なんですけれども、事業評価でみますと 1 歳 6 カ月健診の受診率が 102%になっているんですけれども、3 歳児健診では 89%となっているんですけれども、この受診率の低い原因はどのように分析されているのかお伺いいたします。

それから全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数、これは 7 万 3765 件と昨年度よりも 7064 件多く、統計をとり始めてから毎年のように増え続け過去最多を更新しているということですが、ここで見ますと子ども虐待ケアマネジメント会議を 12 回開催、ひと月に定期的に 1 回開催されているのか、またはそのときによって開催されているのかわからないんですけれども、当市において虐待の事例が増えているのかどうかお伺いいたします。

同じページの予防接種推進事業ですが、子宮頸がんワクチンの接種について 2013 年度 92 人となっていますけれども、副反応などの報告はなかったのかどうかお伺いいたします。以前の報告では 2 名の副反応の報告があったということで、この方たちが回復されているのかどうか。厚労省のほうでも副反応の被害者について追跡調査などをする方針を打ち出していますけれども、当市においても接種者に対してアンケート調査などを行った

ほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

それから、148 ページの妊産婦保健推進事業、ちょっとよくわからないのですが出産記念品の話ですけど、今は観葉植物ということで都市整備課の所管になっていると思うのですが、子どもが産まれて記念品を贈るということで健康推進課のほうも関わりがあるのではないかなと思うんですけども、当市でも出生数 350 人前後ということで少ないですよ。例えば東川町の君の椅子などはすごく有名ですけども、この観葉植物ですとか庭に植える木どちらか選ぶってということなんですけれども、子どもを産んだ方、若い世代にとって好評なのかどうかの検証、私の個人的な意見かもしれないんですけども、もう少しい思い出に残るような、子どもにとっても残るような、木はもしかすると枯れてしまうかもしれないので、生まれたことのお祝いということで考え直したらいいのではないかなと思うんですけどもその辺についていかがですか。

鈴木委員長

影久主査

影久保健指導担当主査

乳幼児健診の受診率についてお答えいたします。未受診の理由は、仕事や上の子の幼稚園の行事で忙しい、健康なので受診の必要性を感じていない、お子さんやお母さんの体調の不良、定期的に病院に通院しているためなどがあげられます。その年度によって受診率は変化しますが、例年 90%以上の受診率があります。未受診だったお子さんにつきましては、保健師が電話をしたり家庭訪問をしています。保育園に行かれています方は保育園での状況をお聞きするなど必ず状況確認するようにしております。

続きまして子ども虐待予防ケアマネジメント事業についてですが、こちらは月 1 回開催しており、子育てに困難のある家庭や虐待の可能性がある家庭を予防の段階で検討するような形になっております。こちらの検討会は、健康推進課の保健師のほか臨床心理士の先生にも来ていただき、専門的なご意見をいただきながら予防的な対応について検討しているところです。その中でこれは虐待の疑いが強いとなった場合は、児童家庭課の家庭児童相談室に事例を報告するという流れで対応しております。

以上です。

鈴木委員長

及川課長

及川健康推進課長

子宮頸がんワクチンの受診者の副反応関係にお答えいたします。以前もご質問がございましたが、当市につきましては今のところ 2 名の方からの副反応報告ということで病院か

ら国に報告がありまして、国から道を通して市に報告がきている状況でございます。1 人の方につきましてはもう回復されたというふうに聞いておりまして、もう 1 人の方につきましてはまだ把握していないものですから、接種した病院のほうに状況につきまして確認してみたいと思います。

アンケート調査ということなんですけれども、今のところ当市の接種者に対する副反応を起こしている方もかなり少ないということもありまして、この後あまりに増えてくるようなことがありましたら、議員がおっしゃるようにアンケート調査等ですとか現状についての把握が必要になってくるかと思っておりますけれども、その辺は様子を見ながら考えてまいります。

それと、妊産婦健診のメモリアル的なものが何かできないかということで、前に道内の状況を一度調べたことございまして、市町村によっていろんなことを考えているようです。例えば産まれた時に紙おむつを 1 年間分プレゼントするですとかそういったことをやっていると聞いております。今後につきましては、何かそういったものができるかどうか財政的な部分もございまして調査・検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

鈴木委員長

田辺委員

田辺委員

メモリアルのことですけれども、植物というのも緑が多い北広島市ということで考えられたのかもしれないのですけれども、結構北海道ではウッドスタートと言って木のおもちゃを送ったりするところも、おそらくそんなに高価な大掛かりなものでなければそれほど大きな金額にはならないと思いますし、子どもがすごく減っているというところではもうちょっと形に残るようなものがあげられたらいいなと思いますので、今後全ての課に関わってくることかもしれないんですけれども、是非検討していただきたいと思います。

それから子宮頸がんのワクチンですけれども、近隣ではやはり 2 件報告されているというのは結構多いのではないかなと思うんですけれども、石狩とか江別に聞いてもそういう事例がないと言っていましたので、今すごく全国でも被害者連絡会が各地で形成されていて副反応の問題はすごく大きなことになってるんですけれども、この事業評価書でみると 2014 年は 900 人の接種ということが計画されて、数字として出ているのですけれども、まだ国のほうで積極的な勧奨を控えているという方針が出ていない中でこの数字が出たというのはどういうことなのかお伺いいたします。

それから乳幼児健診で確実にフォローされているということでしたけれども、新聞報道によりますと、やはり乳幼児健診が未受診で所在不明の乳幼児が全国で 4716 人いるということがすごく話題になりましたので、やはり何らかの理由で健診に行くことができないお

母さんがいるということで健康上の理由とかお仕事休めないとかいろんな原因があると思うんですけども、子どものそういう心配事というのはやっぱり早期に発見して対応していくためにもやはり健診はすごく大事だと思いますので、この未受診者のフォローについて確実に行われるようお願いしたいと思います。

それと虐待の件なんですけれども、当市においては虐待は増えてはいないという認識でいいんですね。複雑な相談というような事例はないというふうに判断していいのでしょうか伺いたします。

鈴木委員長

影久主査

影久保健指導担当主査

虐待の数につきましては、児童家庭課で押さえております。

鈴木委員長

及川課長

及川健康推進課長

子宮頸がんワクチンの来年度の数値が国から示されたということで、議員おっしゃるように子宮頸がんワクチンの差し控えにつきましては 25 年 6 月に国で差し控えがございまして、その後一年半近く現在経っている状況なんですけども。今年 7 月に厚生労働省のワクチン副反応の合同会議というのがございまして、その中で引き続き積極的な勧奨については差し控えの措置を継続するという形で、とりあえず今のところ国の方向性は出ている状態です。ただ、この後また勧奨が復活になるかどうかという部分は国の状況次第にはなるんですけれども、ただ一応そのままにしておくわけではなく、国のほうでは先ほど議員おっしゃったように追跡調査ですとかそういったことも現在やっております。

また、国はワクチンの接種に対する新しく改正した接種者向けのリーフレットを追加して出しているということで、それも新しい対策として聞いております。そちらは当市のホームページのほうにも載せております。

以上です。

鈴木委員長

田辺委員

田辺委員

私もホームページ見ましてとても詳しく書かれていますが、ホームページにたどり着け

ない方もいると思いますので、受ける方が確実に現状とか副反応の事例があるというリスクもちゃんとわかるような方策をとっていただきたいと思います。

それと子宮頸がんの、がん検診のほうにもかかわってきますけれども、私の見間違いかもしれませんが、ホームページに 2 年に 1 度無料クーポン券が出るというふうに書いてあったのですが、これが子宮頸がんに関しては年齢制限とかそういうのがあるのか。若い人を対象としているのか。この 2 年に 1 度の無料クーポンというのは、どういうふうになっているのかお伺いします。

それと虐待予防ケアマネジメント会議というのはあくまでも虐待の予防をする会議で、事例ではないということですね。わかりました。

鈴木委員長

十河主事

十河健康推進課主事

ホームページのがん検診についてお答えいたします。乳がん検診ですとか子宮頸がん検診について 2 年に 1 回と書いているのは、クーポン券ではなくて受診券の発行についてです。市が補助をして一部市民の負担ということで受けていただくのは 2 年に 1 回補助が適用されます。クーポン券の方に関しては、去年までは 5 年に 1 回ということで、子宮頸がんであれば 20 歳から 40 歳までで 5 歳刻みの年齢の方を対象としてクーポン券を発行していましたが、本年度からは事業が縮小になりまして、子宮頸がんに関しては 20 歳の方限定という形でクーポン券をお送りしてございまして、それと同じ事業の中に特例として今年度に限ってコールリコールということで、過去 5 年間クーポン券をお送りしていたのですけれども、クーポン券を使わなかった方で市の補助で 1 回も検診を受けていない方に対しては、もう一度無料で受けられる機会を設けようという事業をやっております。

以上です。

鈴木委員長

ほかにございませんか。武田委員

武田委員

決算書 151 ページ火葬場運営管理業務についてお伺いいたします。この施設は年間 1790 万円ほどの経費で運営している施設であり、職員がいないということを認識している施設でございますけれども、議会の一般質問でも答弁をされています経費の削減などメリットの大きな指定管理者制度について火葬場の管理運営業務に導入されていないのはどのような理由から導入されていないのか。また今後、導入の検討についてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

鈴木委員長

志村主査

志村衛生・霊園担当主査

指定管理者制度につきましては平成 16 年 9 月以降全庁的な検討に入りまして、当課としても導入が可能な施設であると認識しております。しかしながら、今回の市長公約にも、また過去の議会答弁にもありますとおり、老朽化が進む公共施設等の計画的な整備の一環として火葬場もその一部に入っております。火葬場につきましては広域的な使用の検討なども行っておりますので、その結果を踏まえて進めてまいりたいと思います。また、検討といいましても指定管理の勉強という形で導入の可否はもちろん先進自治体の導入例の研究、あわせて導入する場合の委託の内容なども含めて、勉強している最中でございます。以上です。

鈴木委員長

武田委員

武田委員

よくわかりました。今後こういうものに対して調査研究をして導入を検討していただきたいと思います。

以上です。

鈴木委員長

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ないようですので、以上で衛生費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 13 時 35 分

再 開 13 時 36 分

鈴木委員長

休憩を解き再開いたします。次に、霊園事業特別会計の質疑を行います。

武田委員

武田委員

先ほどの流れですけれども、決算書の 293 ページ、霊園特別会計ですね。霊園の管理業

務委託についてお伺いをいたします。先ほども聞ききましたが、議会の一般質問等で経費の削減などメリットの大きな指定管理者制度について市内の都市公園管理には指定管理者制度を導入していますが、公園管理と同じような類似した業務である霊園管理業務に指定管理者制度を導入していないのはどのような理由から導入されていないのか。また今後、この導入についてどのように検討をしていくのかお伺いをいたします。

以上です。

鈴木委員長

志村主査

志村衛生・霊園担当主査

先ほどと同じように指定管理者制度につきましては、平成 16 年 9 月以降検討して、霊園につきましても導入が可能な施設として認識しております。ただし霊園の場合は、敷地内の清掃、樹木のせん定など管理業務のほか、墓地への焼骨を、埋蔵する手続、使用者等の墓地に関する多くのサービス等が提供される事業でもございます。従いまして、指定管理者制度の導入については大いに期待されることも効率という部分でも考えてございます。しかしながら、平成 24 年、25 年と新たに貸し付ける墓地の造成がありました。また、現在進行しております平成 27 年度予定の合葬場の整備などの事業が続いております。指定管理の対象となる施設の部分も変化が続いていることなどから、今まで導入については難しい状況であったと考えております。ただし、今後合葬墓の整備ののち、制度の導入を進めてまいりたいと考えておまして、現在こちらにつきましても他自治体の先進事例等について研究しております。研究の内容について申し上げますと、導入例の調査はもちろんですが、導入する場合、特に指定管理者側と市役所側の責任の区分、これは全国によっていろいろあり方がございます。そのほか霊園の場合、指定管理全体で申し上げますけれども、受け手であります管理者の自主事業についても考えて進めてまいりたいと思いますので、このようなことも含めて本年今勉強しているところでございます。

以上でございます。

鈴木委員長

武田委員

武田委員

よくわかりました。大いに研究・勉強して導入に向けて検討してみてください。よろしくをお願いします。

以上です。

鈴木委員長

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ないようですので、以上霊園事業特別会計の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 13 時 39 分

再 開 13 時 41 分

鈴木委員長

休憩を解き再開いたします。

次に、国民健康保険事業特別会計の質疑を行います。質疑のある方、いらっしゃいませんか。板垣委員

板垣委員

何点か伺いたいと思います。国民健康保険の固定減免ですね。7 割減免、5 割減免、2 割減免とございますけれども、このうち特に 7 割減免については、実績が 2734 世帯になるかと思えますけれども、そういう押さえでよろしいのでしょうか。7 割減免の該当は所得ゼロ世帯あるいは所得 33 万円以下が大体 7 割減免になると思えますけれども、そうしますと 33 万円以下と所得ゼロの世帯が平成 25 年度は 3004 世帯ですよ。それで 33 万円以下が 647 世帯ということで、合わせますと 3651 世帯は所得 7 割減免、あるいはもう少しこの世帯が増えるのかもしれませんが、そういう世帯数に対してこの実績が 2734 世帯ということで、所得がゼロか 33 万円以下と非常に少ない状態にもかかわらず 920 世帯ぐらいの方が 7 割減免の対象になってないということになるのでしょうか。もしこういう押さえ方だとすれば非常に対象外の、所得が少ないにもかかわらず減免対象になってないという人が多いように思うんですけれども、この辺の実態と理由について伺いたいと思います。

それから国民健康保険法第 44 条適用の減免者数については平成 25 年も該当ゼロというようにしたことでしたけれども、この 44 条減免について説明をいただきたいと思います。そしてどのように周知されているのか伺いたいと思います。

それから法定外繰り入れについて、どのような見解なのか。伺いたいと思います。

鈴木委員長

土山課長

土山国保医療課長

7 割軽減のことについてお答えさせていただきます。920 世帯ぐらいが所得なしであって

軽減されていないのはなぜかということですが、所得の申告の中でゼロ世帯の区分のところには未申告の方がいらっしゃいます。申告してくださいという通知はしているんですが、所得内容が把握できないために所得はゼロという形にはなるんですが、軽減はされない世帯がいらっしゃいます。その分が何世帯かという数字はすぐ出てこないのですが、詳細につきまして後で調べさせていただいてお答えしたいと思います。

以上です。

鈴木委員長

松下主査

松下国保給付担当主査

44 条減免ということで一部負担金減免についてご説明させていただきます。生活困窮ということで病院代を自分で負担する分の一部負担金を払っていると生活ができないといった状態の方について減免措置が講じられるわけですが、通常一般に働いてらっしゃった方が疾病などによって収入額が激減したといった場合に講じられる措置でございまして、昨年も相談に来られた方もいらっしゃったのですが、生活が一部負担金減免だけでは成り立たないというような方でしたので、そのまま生活保護のほうにご案内しているということもございまして、その方はその後生活保護の適用となっております。当市においては過去の 44 条減免がゼロという形なってますけども、近隣市の状況においても札幌市では 25 年の実績としましては 4 件、江別市は 1 件ございます。他の市町村においては実績がゼロという形になっております。それと周知の方法ですが、市の広報紙に掲載させていただくですとか国保の窓口の一部負担減免がございましてということでパンフレットを置かせていただいたり、保険証の更新時に今回国保だよりというものを同封いたしましたので、こちらの方でも一部負担金減免のことについて載せさせていただいておりますので、こちらの方でも周知を図らせていただいております。

以上です。

鈴木委員長

土山課長

土山国保医療課長

法定外の繰り入れにつきましては毎年度 2 億円相当の法定外の繰り入れをしているわけですが、以前は赤字解消分ということで繰り入れをしていた経過がございます。現在は 23 年度から黒字ということになっておりますので、単年度収支の補てん分ですが、税不足分の補てんという形でしている部分。あとは保健事業等の医療等以外の部分についても補てんをしているというものでございます。予算は毎年度の予算要求の時点で不足する

分につきまして財政課と調整しながらその金額については予算計上しております。

以上です。

鈴木委員長

板垣委員

板垣委員

びっくりするような答弁をいただいたんですけれども、所得ゼロでも未申告の人がいるからその人については減免をしていないんだということでしたけれども、実際に未申告者が何人いるか私も把握しておりませんが、所得がゼロあるいは 33 万円以下ということですから非常に生活が苦しい世帯であることは間違いないと思うんですよね。そういう人たちが減免を受けなくて滞納して滞納金が増え膨れ上がる。あるいは資格証明まではないにしても、短期証で不安な保険適用になっているのは非常に大きな問題だと思うんですよね。未申告者がいなくなるように是非 PR なり指導に努めてもらいたいと思うんですけれども、今後どのようにして未申告をなくしていくかについての見解をお伺いいたします。

それから 44 条適用についてですけれど、これも以前議会で取り上げてましてホームページにはただし書きとして国保滞納がないことなど国の基準と異なるただし書きがありましたよね。そういうようなものを修正していただきましたけれども、それでもやはり知らない方も多いし、それから対応も私は問題があるかと思うんです。私の相談を受けた方でも国保の滞納金を支払わなくてはいけないというようなことで、過去の滞納金を支払ってれば現年度の国保税が支払えなくなり、また滞納金や延滞金が増えてしまうとかそういう状態で大変苦慮していた方なんですけれども、その方も一括してまず現年度分から払ってしまうというようなことなんですけれども、国保法 44 条が適用になれば次回以降の支払いは減免されるというような形になっているのを知らないために、当初 6 月くらいに請求がきているので支払ってしまったというような方もいらっしゃるんですが、是非もっと周知を徹底していただきたいと。そして、札幌市の 4 件ということで事実であれば非常に少ないんですけれども、札幌市と当市では条件が違いますよね。札幌市をはじめ多くの政令指定都市では所得激減が前年度と比べて所得が前年度の 8 割以下になった場合にその減免の対象になるということですよ。当市においては激減が 7 割以下になった場合ということですから、1 割の差が非常に大きいのではないかと思います。減免対象者がいないということであれば、そういう基準ももう少し低くすることもできるのではないですか。札幌市並みに 8 割以下の所得激減になった人も対象にするということで、その対象を広めることができるのではないかとこう思うように思いますけれども、これらについても是非検討していただきたいんですが、見解をお伺いいたします。

それから法定外繰り入れですけれども、25 年で 2 億 7500 万円法定外繰り入れをしていますが今までの議会でいろいろ議論がされました。一般会計からの繰り入れ、特に法定外繰

り入れが多すぎるのではないかと。少なくするべきではないかというような議論がありましたけれども、ここで考えなくちゃいけないのはまず国民健康保険制度というのは社会保障制度の 1 つだということですね。これは以前の議会で中野議員の質問にも明快にお答えいただきましたけれども、社会保障制度なんですよね。ですから、一般会計からの繰り入れというのは、当然なんですよ。当たり前なんですよ。全国の他市の状況がどうかといいますと、まず当市の状況ですけれど平成 25 年度からいきますと一人あたりの法定外繰入金で 1 万 7900 円くらい、約 1 万 8 千円くらいだと思いますけれども、全国平均で見ますと 1 万 1 千円くらいですから確かに全国平均よりも高いですけれども、最大の国保事業者の東京はどうですか。東京を見ると一人あたりの一般会計からの繰り入れが 3 万 2 千円ですよ。町や区によって違いますが、例えば台東区などは 4 万 1915 円ということで、当市の倍以上の繰り入れをして社会保障制度の国保制度を維持しているんです。こういうような他市の例を見て法定外繰り入れというのでも十分に行えるようにするべきではないかと。先ほどの議会でも来年度から国保税を見直しするというような答弁もありましたよね。冗談じゃないと。もう一人あたり 10 数万円。その年収の 10 何%も国保税で取られるわけです。そういうような税をやみくもに言っていたわけですが、会計上の都合だけで上げていく。市民の加入世帯の生活状況を見ずに上げていくというのが私は許されるべきことではないと思うのです。第一にそういうことであれば加入世帯の国保税を上げる前に今申し上げたような一般会計からの繰り入れもまず考えるべきだと思いますけれども、どうですか。

鈴木委員長

土山課長

土山国保医療課長

まず先ほどのゼロ世帯の未申告ということで追加説明させていただきします。あとで細かい数値についてはお知らせしようと思いますが、ゼロ世帯の中には擬制世帯ということで世帯主の方が国民健康保険じゃなくて家族の方が入ってる場合、世帯主の方には所得がある場合についても軽減はしないのですけれども所得はゼロです。国保加入者の所得がなく、そういう方の場合もありますので数値については未申告だけではないと思います。未申告調査については年何回かしておりますので、今後も徹底してやっていきたいと思えます。また、相談時に申告があった時点ではその年度にさかのぼって税の軽減が適用になります。納税相談時に判明し、軽減が適用される方も年度途中でいらっしやいます。

次に 44 条減免、一部負担金の減免でございまして、やはり広報の仕方はなかなか難しく、ホームページ等、窓口等にリーフレットを置く。あとは納税相談のときに対応した者が一部負担金についても説明するというのをしております。今後も方法については考えていきたいと思えます。

札幌市等につきましては 8 割軽減ということですが、当市の軽減も入院の費用だけ

ではなく通院の費用についても対象としていることもあります。それぞれ市町村により違ってくる場合、拡大方法も違ってくるといことがあります。

法定外の繰り入れでございますけれども、東京都につきましてはやはり保険者規模が違うということもございます。加入されている方につきましても所得の率が高いとかいろいろ事情があります。当市の場合につきましては、同等の保険者規模として比較しますと、やはり一人あたりの法定外の繰入金額は少し高いというように思っております。今回そういうことも含めまして税率の見直しというのを担当だけではなく、国保の運営協議会にもお諮りしております、税率が今後どうあるべきかということも含めて今ご検討いただいとるところでございます。

以上です。

鈴木委員長

板垣委員

板垣委員

税率の見直しということであれば財政上の見直しも必要だと思いますけれど、生活に根ざした実態というのをよく把握していただきたいんですね。年収に占める国保税の割合が、大体その適正な割合というのが難しいかもしれませんが、どうあるべきか。その辺のところをもっと議論して市民生活、市民の立場から国保税というのがどういう状況なのかというのをよく検討していただきたいと思います。

鈴木委員長

木下部長

木下保健福祉部長

見直しというのは常にやっていかないとだめだと思っております。それは上げる上げないということではなくて、会計に占める収支のバランスがどうか、そのうち税収として 3 種類ございますけれども、それらがほぼ適正な値になってるかどうかということのチェックは毎年すべきだと思っております。その部分について今まではどちらかという法定外繰り入れに頼っていてそれで全部収支を埋めてきたという側面がございますので、そうではなくてもうちょっと国保側から見てどういうものが適正であるのかということをやっているわけでございます。それをやっていってわかってきたのは、医療分、後期高齢者支援分と介護分というものがございますけれども、その 3 種類の中でやはりバランスの悪いものがあるなということがわかってきて、国保運営協議会に諮っているところでございます。結果がどうなるかはまだわかりませんが、その審議の結果を尊重して今後市としての態度を決めてまいりたいと思っております。

以上です。

鈴木委員長

板垣委員

板垣委員

そういうことであれば、繰り返しになりますがその国保の加入世帯が 30 何%、40%近くですか。年金生活者ですよね。年金生活の年金、収入がどんどん毎年減っているわけですよ。そういう市民の生活実態からして国保税というのが適正なのかどうか。そこをちゃんと見直してくださいということなのです。そののところを強くお願いします。これ以上言ってもしょうがないかもしれませんがね。

以上で終わります。

鈴木委員長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ないようですので、以上で国民健康保険事業特別会計の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩	14 時 05 分
再 開	14 時 06 分

鈴木委員長

休憩を解き再開いたします。次に、後期高齢者医療特別会計の質疑を行います。質疑のある方いらっしゃいませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ないようでございますので、以上で後期高齢者医療特別会計の質疑を終了させていただきます。

暫時休憩いたします。

休 憩	14 時 06 分
再 開	14 時 06 分

鈴木委員長

休憩を解き再開いたします。次に、介護保険特別会計の質疑を行います。質疑のある方いらっしゃいませんか。

田辺委員

田辺委員

それでは初めに 310 ページの介護予防推進事業についてですけれども、2000 年から始まった介護保険制度ですがこれまで何度か大がかりな改正がありまして、そのたびに利用者、事業者、保険者である市もいろいろ対応に追われてきました。特に介護予防事業につきましては、特定高齢者というのに始まりまして、これが二次予防高齢者になって対象者を基本チェックリストで探し出して予防事業を進めるということがあったんですけれども、なかなか対象者の把握に時間が取られたり、対象となった方に事業を勧めてもいろんな理由で参加に結びつかないなどいろいろ事業としては難しい面があったのではないかと思います。来年の改正では一気にではありませんが要支援者も含め介護予防事業が市町村の地域支援事業に移行されるということで、これまで以上に介護予防の重要性ですとか高齢者が自主的に意欲的に介護予防に関わっていくという施策が求められていくと思います。これまで介護予防事業、平成 18 年くらいに一応区切って介護予防事業というのができて、評価というか市のほうではどのように考えられて、今後さらに取り組みについてどのように考えているのかお伺いします。

それから介護予防事業の口腔ケアの事業についてですが、口腔ケアの重要性というのは最近特に言われてきていることなんですけれども、こちらの取り組みはどのような形になっているのかお伺いいたします。

それから認知症の支えあい事業で SOS ネットワーク事業ですが、以前一般質問の中でもいろんな方から質問があったかと思うんですけれども、登録は 75 名ということでこの数がどのくらい認知されて登録されているのかわからないんですけれども、昨年度 SOS が発令された事例とその結果はどうだったのかお伺いします。

それから成年後見制度の利用支援事業なんですけれども、25 年度相談件数 96 件ということですが、この相談件数延べ人数なのかちょっとわかりませんが、これがそれぞれ解決に結びついたのかお伺いします。

鈴木委員長

小林課長

小林高齢者支援課長

介護予防事業の評価ですが、現在の制度の中で実施しております介護予防事業、一次予防二次予防につきましては、ある程度の評価は実績という形で成果も上げられているというふうに評価しております。今後の取り組みにつきましては、介護保険制度の改正もございまして、ただいまの一次予防事業、二次予防事業の内容を検討しながら介護予防事業の新たな取り組みとして考えていきたいと思っております。

以上であります。

鈴木委員長

野切主査

野切高齢者相談担当主査

続いて口腔ケア事業の実績についてお答え申し上げます。口腔ケア事業に関しましては、二次予防事業の中で実施していく計画を立てております。基本チェックリストで口腔機能の低下項目で、国の基準に該当した者等を対象に、歯科医院に委託をしまして口腔ケアを指導していくというものになっておりますが、実績数に関しましては二次予防対象者のほうは実際いるのですが、利用までに繋がったという件数はここ 2、3 年でゼロ件という実態になっております。お勧めをする中では、個人的に歯科医院に通っているため、二次予防事業として取り入れるところまで結びつかない現状もございますし、人前で口を開けて見せるという口腔ケアの抵抗性を少し感じるところもございます。ただ一般の介護予防事業の中で、口腔ケアの重要性や口腔衛生の意識啓発を行っているところでございます。

鈴木委員長

川口主査

川口高齢者福祉担当主査

SOS ネットワークの平成 25 年度の SOS の発生件数でございますけれども 1 件でございます。結果といたしましては無事保護されております。

以上です。

鈴木委員長

野切主査

野切高齢者相談担当主査

成年後見制度の相談に関してお答え申し上げます。96 件の相談件数に関しましては、延べ件数となっております。内容に関しましては、成年後見制度というものが実際どのようなものかという制度の概要を知りたいという相談ですとか、実際に申し立てるにはどのような流れになっているのかですとか、利用に関しての相談が多い状況です。個々のケースでは、金銭管理で問題を抱えている方も中にはいらっしゃいまして、そういったケースに関しましては高齢者支援センターの総合相談窓口とともに専門機関である弁護士や行政書士などと連携し、アドバイスをいただきながら対応しております。

鈴木委員長

田辺委員

田辺委員

今のお答えで、やはり成年後見という制度の内容がなかなかまだ市民の方達には必要だと思えますが、内容がよくわからないというのがきつと多いのではないかと思いますので、これまでもやってらっしゃると思えますけれどもわかりやすく市民に認知が広がるような啓発事業を是非考えていっていただきたいと思えますが、今年度もし計画していることがあれば教えて下さい。

それと市民後見人についてなんですが、25 年度要請してフォローアップ研修もするということでしたけれど、今後さらに増やしていく予定があるのかお伺いします。それと SOS なのですが、これは 1 件ということで SOS ネットを使って発見されたということでのいいのかということと、以前から言っていますけれども模擬訓練ですね。これをやはり認知症をまち全体で支えるということからも模擬訓練を、多くの人というのは難しいかもしれないんですけども、せめてサービスネット等の事業所も含めて模擬訓練などを大々的に行ってみたらどうかと思えますがいかがでしょうか。

それと口腔ケアについては 25 年に関しては実績がないということでありましたけれども、口腔ケアで最近特に言われているのは、誤嚥性肺炎を起こす確率が口腔ケアを適切にすることですごく減るということが報告されていますし、誤嚥性肺炎だけではなく口の中の細菌を減らすことで虫歯の予防はもちろんインフルエンザ等の感染症の予防とか口臭の予防とかにもつながりますし、また何よりしっかり噛んで食事をするということは高齢者の QOL を高めることにもつながっていくと思えますので、抵抗感みたいなものがないわけではないと思えますが、歯科医師会等とも連携して是非介護予防のプログラムに入りやすい工夫をしてやっていかなければいけないのではないかと思いますその辺はいかがでしょうか。

それと介護予防事業についてなんですけれども、以前だいたい 65 歳以上の方というのはデータベースが緊急雇用の制度を使って全部作られたというふうに聞いているんですけども、あれから何年か経って毎年随時何人もの方が 65 歳になられていると思うんですけども、この辺のデータベースというのは随時作られて蓄積されていっているのか。戸別に訪問してデータを作るわけだと思うんですけども、人員的に今の支援センターの仕組みの中で作られていっているのかお伺いします。

鈴木委員長

野切主査

野切高齢者相談担当主査

一つ目の成年後見制度の啓発に関してですが、特に認知症高齢者等で悪徳商法などの被

害にあいそうなケースが実際にあったり、詐欺にあう事例も消費者相談から情報提供していただいておりますので、そういった情報を高齢者の相談窓口で報告しながら注意喚起を呼びかけつつ、成年後見制度の利用に至るように促していくようにしております。

それと市民後見人の養成講座に関しましては、フォローアップ講座を今年度4回、対象者の理解を深める内容を組み込みまして現在実施しているところであります。今年度の状況を見ながら市民後見人のフォローアップを来年度も継続的に実施していこうと思っております。

鈴木委員長

小林課長

小林高齢者支援課長

SOSの模擬訓練ということですが、認知症の方をサポートということでは認知症サポーター養成研修等もやっておりますが、そういうような中でも認知症の方との接し方という部分は私たちも必要ではないかと考えております。また、模擬訓練の中で認知症の方に接するという部分も日頃の接し方を学ぶ上でも大変重要と思いますので、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

鈴木委員長

野切主査

野切高齢者相談担当主査

口腔ケア事業に関してですけれども、もう少し利用しやすい体制ができないか検討し、関係機関と連携をして検討していきたいと思っております。

続きまして65歳以上のデータベースに関しましては、毎年民生委員にもご協力をお願いしまして高齢者の実態調査を65歳到達者、転入者等に行っておりまして、その都度調査データを蓄積してきております。また、高齢者支援センターなどの相談窓口で対応した経過もデータベースに蓄積をしまして、継続した相談ができるように体制をつくっているところであります。

以上です。

鈴木委員長

田辺委員

田辺委員

先ほど介護予防事業についての検証ということをお伺いしたんですけれども、実際に数字として、例えば予防について要支援 2 だったのに 1 になって良かった人が何人いるとか、予防になっていたけれども自立したとかいうそういう数字的な評価というものは押さえていらっしゃらないのかどうかお伺いします。

それから SOS の模擬訓練ですけれども、今年 NHK のテレビでありましたが徘徊についてはすごく今本当に老老介護、高齢者が高齢者を介護しているというそういう時代になってきて、徘徊についてはとても困っていらっしゃるというそういう声がたくさんありますので、地域で支えあっていくという市民全体、ちょっと歩いている方に私にでもやっぱり声を掛けていいのかなのかちょっと思うときもありますし、実際みんなで経験してみるというのはとても大事なことだと思いますので、1 度やったという話もありますけれども、もう少したくさんの人を巻き込んで認知症になっても大丈夫っていうまちづくりをしていくという観点からも進めていったらいいと思いますので是非検討をしてみてください。

以上です。

鈴木委員長

野切主査

野切高齢者相談担当主査

介護予防事業の評価に関しましてお答えいたします。要支援の方が非該当になって自立されたり、要介護の方が要支援になったという数が手元に集計表がないので数としてはお答えできないのですが、新規の認定者数がどのような動きをとっているかですとか、新規の認定者の出現率がどういう割合なのかですとか、介護認定率の動きですとか、二次予防事業に参加した方が認定を受ける率がどの程度だったのか、また二次予防事業参加に至らなかった基本チェックリストで基準に該当した方は介護認定にどのくらい移行しているのか、そういった率を出しながら 2、3 年の傾向を見て評価しているところです。

ただ 2、3 年の経過の中では大きな動きはあまり見られていない状況になっております。

鈴木委員長

小林課長

小林高齢者支援課長

SOS の模擬訓練ですけれども、担当の方でも実際にそういういった模擬訓練を実施しております江別市などの取り組み等を視察というか参加してございますので、そういうような部分も勉強しながら新たな取り組みとして検討していきたいと思っております。

以上であります。

鈴木委員長

田辺委員

田辺委員

最後に数字として介護予防の効果というものがここ 3 年であまり動きがないということだったんですけども、今後市町村が予防事業に関わる量がものすごく増えてくると思いますので、やはり事業者にとってもいい方向に経過が良くなる、普通にいくとやっぱり悪くなるか現状維持かというところが多い中で、やはり改善されていくというのは励みになっていくことでもありますので、その辺是非数字としても是非きちんとした形で予防事業、うちのまちがここに力をいれてこういう成果が表れているというようなことを皆さんに知っていただければ全ての人が励みになると思いますので、是非データを取って研究していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

終わります。

鈴木委員長

ほかにございませんか。

板垣委員。

板垣委員

私のほうから地域ケア会議と地域包括支援センター運営事業についてお伺いいたします。まず地域ケア会議については平成 26 年度事務事業評価調書の中で、地域包括ケア推進事業の中で地域ケア会議の法制化に伴い今後のあり方について検討、見直ししていく必要があるというように一次評価ではなっておりますけれども、今後見直してどのようにしていくのかについてお伺いいたします。

地域包括支援センター運営事業についてですけれども、包括支援センターが受けた相談件数が 1 万 9 千件程度から 1 万 6、7 千件程度ですか。それから 1 万 8 千件だとちょっと年度によって波が出てきていますけれども、増えているのか減っているのか傾向をお伺いいたします。

包括支援センターが行う要支援の方々のケアプランの作成ですけれども、2009 年 500 件、2010 年 447 件あって、その後は事業評価調書に載らないようになっているのですけれども、ケアプラン作成数とかあるいは要支援者に対する作成割合はどのように変化しているのかお伺いいたします。

また、ケアマネージャー一人あたりのケアプラン作成数、それから受け持っている要支援者あるいは要介護者数がおよそ何人なのか。それは国の標準に対してどのようなものであるかお伺いいたします。

鈴木委員長

野切主査

野切高齢者相談担当主査

まず 1 点目の地域ケア会議についてですが、地域ケア会議は介護保険制度の改正で法制化された事業となります。当市における今後のあり方については、個別事例から地域づくりにつなげていく手法ですとか、現在の地域ケア会議の中に個別事例検討を組み込むことができるのかを検討していきたいと思っておりますことと、介護と医療の連携も今回の制度改正の中で強化すべきとされておりますので、ケア会議で参加者が顔を合わせる中で事例を踏まえながら、新たな施策が必要なのか医療と介護の多職種の連携をどのようにとっていくか等も話し合う体制を検討していきたいと思っております。

続いて高齢者支援センターの相談件数の傾向ですけれども、その年によって少し増減はありますが、高齢者の数が増えている状況もありまして、ここ数年少しずつ微増している傾向です。

また、ケアプランの作成数についてですが、現在要支援者数の増加とともにケアプランの作成数も増えてきております。要支援認定者のケアプラン作成の割合は、大体 60%前後と思われます。ケアプラン作成に至らない方も住宅改修のみ利用の方もいらっしゃいますので、必ずしもサービスを使う方全員にケアプランがあるというわけではありませんので、そのような割合にもなっていると思われます。

現在の一人あたりの受持件数ですけれども、高齢者支援センターの職員が直接受け持つ数につきましては高齢者支援センターの他の業務に支障がないように、市で一センターあたり 60 件を目安に受け持ってくださいとお願いをしております。つまり、ケアプラン作成業務と他の高齢者支援センター業務を兼務している職種につきましては、一人大体 20 件程度を受け持っていただけるように調整をしております。しかし、高齢者支援センターだけでは担えない数になってきておりますので、ケアプラン作成専任の職員を 25 年度に配置する対策をとってきておりますことと、ケアマネジャーの事業所にも再委託をしまして要支援者のケアプランの作成にあたっていただいております。

鈴木委員長

板垣委員

板垣委員

この地域ケア会議ですけれども、国の意図が見え見えではないかということで私は問題視しているんですけれども、この地域ケア会議は今までもそうだったと思いますけれど、市が関与していますよね。今後ますます市が関与して今答弁にありましたように個別事例の取り組みと組み込みというようなことですが、個別事例をその中で俎上に載せ

て、いやこの人は今後これから行おうとしている地域支援事業でやるべきだとかいうような形でどんどんそちらの方にもっていってしまうのは危険性が非常に多いと思うのですね。これは市の担当が関与しているわけで、担当者が、いやもうこれは地域支援事業で何とかなるんじゃないですかと言えばその方向に持って行って、専門的な支援事業というのからどんどん除外されていってしまう危険性があるのではないかというように思いますけれども、そういう危険性っていうか、恣意性をどう排除していくのかお伺いいたします。

包括支援センターの運営事業ですが、高齢者の増加とともに今年はもっともって増えていくのではないかなというように感じてたんですけども、今波があって、1万9千件のときもあれば1万6千件、1万7千件という状況で、非常に裏を返してみますとあまり相談に行ってみようという傾向が強くなってないというように思うんです。相談を促すような、適切な相談を受ける体制をもっと検討すべきじゃないかというように思います。そういった中でケアプランの作成も60%ということですけど、当初の目標はおそらく80%から100%を目標としていたと思うんですけども、60%で本当にいいのかどうか。その辺を変えていくとしたらどのように変えていこうとしているのかお伺いいたします。

それから相談にもいろいろあると思います。総合相談支援業務だとかあるいは権利擁護の相談に対しての適切なアドバイスなり仲介業務だとかいろいろあると思いますけれども、そういった相談に対して、場合によっては弁護士だとか医療関係者のほかに法律の専門家だとかそういうような人たちのアドバイスを受けることも必要になるのではないかと思います。専門家による相談を受ける体制等についてどのようにお考えになっているのかをお伺いいたします。

鈴木委員長

野切主査

野切高齢者相談担当主査

1点目の地域ケア会議の取り組みに関して、個別事例の検討が少しリスクがあるのではないかというご質問ですが、個別事例の検討の方法は具体的にはまだ検討段階でして、どのような事例を取り上げていくのかということもまだはつきりしないところではありますが、事例の方が今住んでいる場所で住み慣れた環境の中でどのような環境を整えていくと暮らしやすくなるのかという視点で考えていこうと思っております。ですのでサービスの適正を判断するのではなく、今必要なものが地域に揃っているのかどうか、揃っていなければ必要とするものにつながるような検討をしていこうかと現在考えておりますので、個々のサービスを評価することは今のところ考えておりません。

ケアプランに関してですが、割合としましてはここ数年60%前後で経過しておりまして、急激に80%、90%に伸びるということは見込んでおりません。ケアプラン作成対象者や必要とする範囲も介護保険法で手法が変化していくと言われておりますので、今後の国の

基準等を見ながら適性なのかを判断していきたいと思います。

また3つ目の総合相談にあたって専門家のアドバイスを受ける必要性に関してですが、特に成年後見制度を利用する方は家庭裁判所も関係しますので、弁護士や行政書士などと利用前の段階から一緒に相談に乗っていただき連携を図っているところです。また高齢者虐待の相談で判断に困る例もございますので、そういったケースに関しましても北海道虐待防止センターに在籍する弁護士等もおりますので、そういった専門機関のアドバイスもいただきながら解決に向けて相談に応じているところです。

鈴木委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ないようでございますので、以上で介護保険特別会計の質疑を終わります。

以上で当分科会の審査の全日程を終了いたしました。お諮りいたします。

決算審査特別委員会委員長への審査経過の報告については正副委員長に一任願いたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。正副委員長に一任と決しました。

なお、総括質疑を行う委員については、通告書を10月22日午後3時までに事務局へ提出願います。

以上をもちまして、決算審査特別委員会民生分科会を閉会いたします。長時間ご苦勞さまでした

14時43分 終了

委員長